

プラスチャンネル by CNCI は以下に記載の CNCI グループ各社へのお申込となります。
 CNCI グループ各社が指定するサービスエリアおよび契約約款は以下をご覧ください。

CNCIグループ各社	サービスエリア	対象契約約款
株式会社キャッチネットワーク	愛知県/刈谷市、安城市、高浜市、 知立市、碧南市、西尾市	P1～
知多メディアネットワーク株式会社	愛知県/東海市、大府市、知多市、東浦町	P11～
中部ケーブルネットワーク株式会社	愛知県/春日井市、小牧市、名古屋市緑区、 豊明市、日進市、東郷町、犬山市、扶桑町、大口町、 豊川市 岐阜県/各務原市(各務原市川島除く)、美濃加茂市、 養老町、本巣市	P21～
ひまわりネットワーク株式会社	愛知県/豊田市、みよし市、長久手市、蒲郡市、 幸田町 岐阜県/多治見市、土岐市、瑞浪市	P31～
株式会社ケーブルテレビ可児	岐阜県/可児市、御嵩町	P41～
シーシーエヌ株式会社	岐阜県/岐阜市、羽島市、関市、美濃市、瑞穂市、 各務原市川島、北方町、笠松町、岐南町	P51～
スターキャット・ケーブルネットワーク株式会社	愛知県/名古屋市(守山区・緑区除く)、北名古屋市、 豊山町、江南市、岩倉市、清須市(旧西枇杷島町・ 旧春日町のみ)	P61～
グリーンシティケーブルテレビ株式会社	愛知県/名古屋市守山区、尾張旭市、瀬戸市	P71～

プラスチャンネル by CNCI 契約約款

第1章 総則

(約款の適用)

第1条 株式会社キャッチネットワーク以下(「当社」といいます)は、別表に定める協定事業者と提携し、放送法の規定に従い、このプラスチャンネル by CNCI 契約約款(以下「本約款」といいます)を定め、これに基づき放送サービスを提供します。

(約款の変更)

第2条 当社は、本約款を変更する事があります。この場合には、料金その他の提供条件は、変更後のプラスチャンネル by CNCI 契約約款によります。

(用語の定義)

第3条 この約款において、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

用語	用語の意味
放送サービス	放送法に定める一般放送施設を利用して映像、音響及び符号等を送信すること
加入契約	当社から放送サービスを受ける為の契約
加入申込	加入契約の申込
加入申込者	加入申込をした者
加入者	当社と加入契約を締結した者
代理店	当社と代理店契約を締結し加入契約の取次、機器の設置工事及び保守を行う者
STB	放送サービスを受信するために加入者に貸与される受信機 セットトップボックスの略
C-CAS カード	STBに挿入されることにより視聴を制御する、ICを組み込んだカード
B-CAS カード	株式会社ビーエス・コンディショナルアクセスシステムズ(以下「B-CAS」といいます)にて管理される、STBに挿入されることにより視聴を制御する、ICを組み込んだカード

第2章 加入者契約

(契約の単位)

第4条 加入契約は、世帯ごとに締結するものとします。

- 2 加入契約は、当社の提供するサービスを、加入者又は加入者と同一の世帯の者が視聴する事を目的として締結されます。
- 3 前項の規定する世帯とは、住居若しくは生計を共にする者の集まり又は独立して住居若しくは生計を維持する単身者とはします。

(加入契約の成立)

第5条 加入契約は、加入申込者が所定の加入申込書を提出し、当社が審査し承諾した時に成立するものとします。

- 2 加入契約は、別表に定める協定事業者のいずれかと加入契約を締結していなければなりません。
- 3 当社は、次の場合には加入契約を承諾しないことがあります。
 - (1) 宅内設備の設置及び保持することが著しく困難な場合。

- (2) 宅内設備の設置及び保持することが著しく高額となる場合。
 - (3) 加入申込者がサービスの料金又は工事費、登録料の支払いを怠る恐れがある場合。
 - (4) 加入申込者が、暴力団、暴力団関連企業、総会屋、社会運動標ぼうゴロ、政治運動標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団、その他反社会的勢力(以下、「反社会的勢力」という)に属すると判明した場合。
 - (5) 当社は、本サービスを、個人に限り提供するものとし、法人、その他これに準じる団体への提供は行わないものとします。
 - (6) その他放送サービスに関する当社の業務の遂行に著しい支障がある場合。
- 4 本条第 1 項の規定に係わらず、ウェブサイトによる加入契約の申込の場合は、加入申込者は当社が別に定める手続きに従って加入申込をするものとします。

(加入申込書記載事項の変更)

- 第 7 条 加入者は、その氏名、住所の表示変更等加入申込書記載事項に変更のある場合、速やかに当社に届け出るものとします。
- 加入者は、前項の場合、別途当社の定める規定により変更に要する費用をお支払いいただきます。

(B-CAS カードの取扱いについて)

- 第 8 条 B-CAS カードに関する取扱いについては、B-CAS の「CATV 専用 B-CAS カード使用許諾契約約款」に定めるところによります。なお、本約款への同意は、「CATV 専用 B-CAS カード使用許諾契約約款」に同意したものとみなします。

(B-CASカードの不備)

- 第 9 条 B-CAS により加入者に貸与された B-CAS カードの機能不全により視聴障害が発生した場合は、B-CAS が定めた「CATV 専用 B-CAS カード使用許諾契約約款」に基づき、B-CAS の責任において正常なカードとお取替えがなれます。

第 3 章 サービスの内容

(提供するサービス)

- 第 10 条 当社は、定められた業務区域において以下のサービスを提供します。
- (1) 自主放送
基本利用料金の範囲内で別表に定められた利用料金の支払により視聴可能となる放送サービス(以下「ベーシックチャンネル」といいます)と基本利用料金の範囲外で別表に定められた利用料金を別途支払うことにより視聴可能となる放送サービス(以下「オプションチャンネル」といいます)。
 - (2) BS 放送
BS 放送事業者のうち、当社が定めた放送を同時再放送するサービス。
 - (3) 上記役務に付帯するサービス

(放送内容の変更等)

- 第 11 条 当社は、次の場合、放送内容を予告なしに変更する事があります。
- (1) 天災事変その他の非常事態が発生した場合、又は発生する恐れがある場合。
 - (2) その他の事情により緊急に変更せざるを得ない場合。

(番組編成の変更)

- 第 12 条 当社は、次の場合、番組編成を変更する事があります。

- (1) サービス内容の充実を目的としたもの。
- (2) 番組の調達や制作上の事由によるもの。

第4章 サービスの休止等

(サービス利用の休止)

第13条 加入者は、1ヶ月以上の増改築、転勤等やむをえない事由が発生した場合、事前に当社に届け出て放送サービスの利用を一定期間休止することが出来ます。ただし、この休止期間は、1日から末日までの1ヶ月を単位とし1回につき12ヶ月を限度とします。なお、12ヶ月を越える場合の取扱いについて並びに休止事由については、加入者と当社がその都度協議し当社が認めた場合に限り、その場合、当社は貸与した機器を休止期間中原則回収するものとします。

- 2 加入者は、休止およびサービスを再開する場合は、別に定める工事費をお支払いいただきます。

(サービスの中断)

第14条 当社は、次の場合にはサービスの提供を中断することがあります。

- (1) 保守上又は工事上やむをえない場合
- (2) 天災事変等の非常事態又は緊急事態等やむをえない事由が発生した場合。
- 2 当社は、放送サービスの提供を中断するときには、あらかじめそのことを加入者に通知します。ただし、非常事態又は緊急事態等やむをえない場合にはこの限りではありません。

(サービスの停止)

第15条 当社は、加入者が次の各号のいずれかに該当する場合、当社が定める期間サービスを停止することがあります。ただし、第1号に該当する場合の停止期間は、料金その他の債務をお支払いいただくまでとします。

- (1) 加入契約料金、利用料金、工事費、登録料、延滞金、その他この約款の規定によりお支払いいただくことになった債務(以下「債務」といいます)について支払期日を経過してもなお、お支払いいただけない場合若しくはお支払いを怠る恐れがある場合。
- (2) 第32条(放送サービスの上映及び頒布の禁止)の規定に違反した場合。
- 2 当社は、前項の場合、加入者に催告無しにサービスの停止をすることができるものとします。

(サービスの廃止)

第16条 当社は、業務上の都合により本約款第10条に定めるサービスを廃止することができるものとします。この場合、本サービスを廃止する日をもって加入契約は廃止するものとし、この日を本サービスの利用終了日と定めるものとします。

- 2 当社は、前項の場合には、加入者に対し本サービスを廃止する日の3ヶ月前までに当社の定める方法によりその旨を告知するものとします。
- 3 当社は、都合により別途料金表に定めるサービスの品目(以下、当該サービス品目)を任意の月の末日付で廃止する場合があります。この場合、廃止する日をもって、他の代替サービス品目への変更、または加入契約を解除するものとします。
- 4 当社は、前項の場合には、当該サービス品目を利用する加入者に対し当該サービス品目を廃止する日の3ヶ月前までに当社が定める方法により当該サービス品目を廃止する旨を告知するものとします。

第5章 工事及び保守

(STB)

- 第 17 条 当社は、加入者に対し、STBを貸与するものとし、その使用料は基本利用料金に含まれるものとし、
- 2 加入者は、使用上の注意事項を遵守して維持管理するものとし、
 - 3 加入者は、加入者の故意又は過失により破損又は紛失した場合、別表に定める損害金を当社に支払うものとし、
 - 4 加入者は、契約の解約又は解除の場合、速やかに当社に返却いただくものとし、
 - 5 加入者は、当社が必要に応じて行う場合がある機器等の交換、バージョンアップ作業の実施に同意し、協力いただくものとし、

(C-CAS カード)

- 第 18 条 当社は、STB1 台につき、1 枚の C-CAS カードを貸与いたします。また、当社は必要に応じて、加入者に C-CAS カードの交換及び返却を請求できるものとし、
- 2 C-CAS カードの所有権は当社に帰属し、当社の手配による以外のデータ追加、変更、改竄を禁止し、それが行われたことによる当社及び第三者に及ぼされた損害及び利益損失については、加入者が賠償するものとし、
 - 3 加入者が故意又は過失により C-CAS カードを破損又は紛失した場合には、加入者は別表に定める再発行手数料を当社に支払うものとし、

(機器の設置工事)

- 第 19 条 当社は機器の設置工事を行うものとし、加入者は、機器を自己負担で設置するものとし、
- なお、加入者は別表記載の設置工事費をご負担いただきます。
- 2 設置工事は、原則として申込を取り次いだ代理店または、当社指定の業者で実施していただきます。
 - 3 加入者は、機器の維持管理を行うものとし、

(機器の故障等)

- 第 20 条 加入者は、サービスが利用できなくなったときには、当社または申込を取り次いだ代理店に点検の請求をしていただきます。
- 2 点検の結果、当社が貸与する機器、C-CAS カードに故障がある場合には、当社が当社の負担でその故障機器を修理します。当社が貸与する機器以外の宅内設備及び受像機に故障がある場合には、加入者がその負担で故障設備を修理していただきます。
 - 3 前項第 1 項から第 2 項の規定にかかわらず、加入者の故意または過失により、当社が貸与する機器、C-CAS カードが滅失、破損した場合には、その設備の復元、修理に要する費用は加入者の負担となります。

(機器の設置場所の変更)

- 第 21 条 加入者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、事前に当社に届け出て当社が貸与する機器の設置場所を変更する事が出来ます。但し、第 5 条第 1 号及び第 2 号に該当する場合にはこの限りではありません。
- (1) 同一家屋内において当社が貸与する機器の設置場所変更の場合。
 - (2) 新築等当社の業務区域内における住居の変更等により、設置場所を変更する場合。

(設置場所の無償使用等)

- 第 22 条 当社は、機器の設置に関し、加入者の承諾の上必要最小限において無償で使用出来るものとし、
- なお、機器の使用に係る電気は加入者が用意するものとし、その電気料金及び消耗品は加入者が負担するものとし、

- 2 加入者は、当社及び当社の指定する者が、機器の設置、検査、修理、撤去及び復旧等を行う為に、加入者が所有又は占有する敷地、家屋の出入りについて協力を求めた場合、これに便宜を供するものとします。
- 3 加入者は、前1項及び2項に関して家主、その他の利害関係者があるときは、その責任であらかじめ必要な承諾を得ておくものとします。

第6章 料金等

(加入契約料金)

第23条 加入者は、加入契約1件あたり別表記載の加入契約料金をお支払いいただきます。

- 2 当社は、加入促進を行うため、別表の加入契約料金を割引くことがあります。

(手続きに関する手数料)

第24条 加入者は、本サービスに係る手続きを要する請求をし、その承諾を受けたときは、別表に定められた手続きに関する費用を支払うものとします。

(利用料金)

第25条 加入者は、本サービスの利用に際し、別表に定められた利用料金を支払うものとします。

- 2 当社は、別表の利用料金をその後の社会情勢の変化あるいは提供するサービス内容拡充等により、改定することがあります。その場合、事前に加入者にお知らせします。

(利用料金の減免)

第26条 当社が第20条2項の事由により第10条第1号に定めるサービスを1日から末日までの1ヶ月の中で当社がこのことを知ったときから起算して継続して10日以上行わなかった場合には、その月の利用料金は無料とします。

- 2 第13条に基づき、サービスの休止をした場合、基本利用料金については、休止した日の属する月の翌月から再開した日の属する月の前月までの期間、オプションチャンネル利用料金については休止した日の属する月の翌月から再開した日の属する月の前月まで無料とします。

(利用料金の計算)

第27条 基本利用料金は、放送サービスを受け始めた日から支払うものとし、1日から末日までの1ヶ月を単位として計算し、利用期間により1ヶ月に満たない場合には、日割計算によりお支払いいただきます。

- 2 オプションチャンネル利用料金は、1日から末日までの1ヶ月を単位として計算し、利用期間が1ヶ月に満たない場合であっても、1ヶ月分をお支払いいただきます。

(利用料金等の支払い)

第28条 加入者は、加入契約締結時に加入契約金をお支払いいただき、利用料金(オプションチャンネル利用料を含む)については、当月分を翌々月にお支払いいただきます。

- 2 加入者は、加入契約金、工事費、第29条に定める延滞金その他の債務が発生した場合これを前項の利用料金に合算してお支払いいただきます。

(延滞金)

第29条 加入者は、加入契約金、利用料金、工事費、手続きに関する手数料、登録料その他の債務を延滞した場合、支払い期日の翌月から支払いの日までの期間に応じて、年利14.5%の延滞金を当社に支払うものとします。

(債権の譲渡等)

第 30 条 加入者は、本約款およびみるプラス約款の規定により支払いを要することとなった料金その他の債務に係る債権を別表に定める協定事業者に譲渡することを承認していただきます。この場合において、当社及び別表に定める協定事業者は、加入者への個別の通知又は譲渡承認の請求を省略するものとします。

第 7 章 権利の譲渡及び地位の継承

(権利の譲渡)

第 31 条 当社は、加入者の加入契約上の権利譲渡を禁止します。但し、加入者が正当な事由をもってあらかじめ当社に届け出、当社がこれを認めた場合にはこの限りではありません。

- 2 前項により、権利の譲渡があった場合、譲受人(新加入者)は、譲渡人(旧加入者)の総ての義務を承継するものとします。

(地位の継承)

第 32 条 相続により加入者の地位の継承があった場合には、相続人は、これを証明する書類を添えて速やかに当社に届け出ていただきます。

- 2 前項の場合、相続人が 2 人以上あるときは、その内の一人を当社に対する代表者として届け出ていただきます。
- 3 権利の譲渡及び地位の継承に伴い、当社が貸与する機器の設置場所の変更を伴う場合、第 21 条を準用します。

第 8 章 雑則

(放送サービスの上映及び頒布の禁止)

第 33 条 当社は、加入契約の有効期間中はもとよりその終了後であっても、又、対価の有無にかかわらず、加入者が当社の放送サービスを公に上映すること、又はその複製物等を頒布することを禁止します。

(不正利用の禁止)

第 34 条 加入者は、当社が貸与する機器に接続しサービスの提供を受けることのできる受像機は貸与する機器台数までとします。

- (1) 加入者は、当社が承諾した設置場所以外の場所で当社が貸与する機器を接続してサービスの提供を受けることはできません。
- (2) 当社は、加入者が本条に違反した場合、違反した台数に応じた利用料金相当額を請求できるものとします。

(禁止事項)

第 35 条 当社から貸与されている機器を加入者が他人に貸与、質入れ、譲渡することを禁止します。

- 2 当社は、加入者が直接又は間接を問わず、当社が貸与する機器の本体及びコンピュータプログラムにつき、複製、改造、変造、解析などを行うことを禁止します。
- 3 当社は、加入者が第 1 項又は第 2 項に違反したと認めた場合、本契約を解除し当社が貸与する機器の返還請求が出来るものとします。この場合、加入者は当社からの返還請求日より起算し、10 日以内に返却する義務を負います。尚、当社は不正受信者に損害賠償の請求が出来るものとします。又、期間を経過して当社が貸与する機器の返却がな

い場合は、これらの代金相当額を請求出来るものとします。

(損害賠償)

第 36 条 当社及び加入者は、その責に帰すべき事由により相手方に損害を与えた場合には、第三者を含む損害または損失に対して、賠償するものとします。

- 2 前項にかかわらず当社は、番組内容の変更等、放送サービスの休止、停止、中断等により加入者に損害が生じた場合であっても、その責任を負わないものとします。また、天災による機器に起因する事故の場合も同様とします。

(解約)

第 37 条 加入者は、加入契約を解約しようとする場合、解約を希望する日の 14 日以前に当社に届け出るものとします。

(解除)

第 38 条 当社は、第 15 条の規定により放送サービスの提供を停止された加入契約について、加入者が尚その事実を解消しない場合、その他本契約約款に違反したと認められる場合には、加入者に通知催告なしに加入契約を解除することができるものとします。

- 2 加入者は前項により、加入解除となった場合、当社が貸与する機器の撤去に同意するものとし且つ当社が撤去のため敷地内へ立入ることを承諾するものとします。
- 3 当社は、当社または加入者の責めに帰すべからざる事由により、本サービスの提供にかかる当社施設の変更を余儀なくされ、かつ代替構築が困難で本サービスを提供できなくなる場合、加入契約を解除することがあります。この場合には、当社は、そのことを事前に加入者に通知するものとします。

(契約終了時の措置)

第 39 条 当社は、解約又は解除により加入契約が終了する場合、当社が貸与する機器を撤去するものとし、撤去に伴い、加入者が所有又は占有する家屋などの復旧を要する場合、その費用は加入者が負担するものとします。また、当社が貸与した機器の撤去に要する別途当社が定める費用は、加入者の負担となります。

(加入契約金等の返還)

第 40 条 当社は、解約又は解除により加入契約が終了する場合は、原則として加入契約料金は返還しないものとします。

(個人情報)

第 41 条 当社は、加入者の個人情報(以下「個人情報」といいます。)を個人情報の保護に関する法律及び当社の「個人情報保護に関する基本方針」に基づき、適切に取り扱うものとします。

- 2 当社は、個人情報を以下の利用目的の範囲内で取り扱います。
 - (1) サービスを提供すること(契約管理、料金課金、保守、サポート対応等を含みます。)
 - (2) サービスレベルの維持向上を図るため、アンケート調査および分析を行うこと。
 - (3) 個々の加入者に有益と思われる当社のサービスまたは当社の業務提携先の商品、サービス等の情報を、郵便、電子メール等により送付し、または電話すること。なお加入者は当社が別途定める方法で届出ることによりこの取り扱いを中止させたり、再開させたりすることができます。
 - (4) 加入者から個人情報の取り扱いに関する同意を求めるために、電子メール、郵便等を送付し、または電話すること。
 - (5) サービス開発のため、開発試験募集の案内を郵便、電子メール等により送付し、また

- は電話すること。
- (6) 加入者の解約日より一定期間、前5号に定める利用目的の範囲内において個人情報を取り扱うこと。
- (7) サービスの視聴状態に関する各種統計処理
- (8) その他加入者から得た同意の範囲内で利用すること。
- 3 当社は、前項の利用目的の実施に必要な範囲で個人情報を業務委託先に預託することができるものとします。
- 4 当社は、個人情報の提供先とその利用目的を通知し承諾を得ることを行わない限り、第三者に個人情報を開示提供しないものとします。
- 5 前項にかかわらず、個人情報の保護に関する法律 第 23 条(第三者提供の制限)に該当する場合、当社は、必要な範囲で警察機関等第三者に個人情報を開示することがあります。
- 6 当社は、加入者の個人情報の属性の集計、分析を行い、個人が識別・特定できないように加工したもの(以下「統計資料」といいます。)を作成し、新規のサービスの開発等、業務の遂行のために利用、処理することがあります。また、統計資料を業務提携先等に提供することがあります。
- 7 当社は、加入者から当社が保有する個人情報の開示を請求された場合は、別表に定められた個人情報開示手数料を徴収できるものとします。

(個人情報の匿名化)

第 42 条 当社は、前条の規定に基づき収集した個人情報の匿名化を行って、個人識別性を完全に喪失させ、前条に規定する目的外に利用することがあります。

(協議事項)

第 43 条 本約款に定めのない事項又は本約款の解釈に疑義が生じた場合には、当社と加入者は誠意をもって協議の上その解決にあたるものとします。

(実施期日)

平成28年4月1日

この約款は平成28年4月1日より実施します。

令和元年10月1日

この約款は令和元年10月1日より実施します。

令和3年4月1日

この約款は令和3年4月1日より実施します。

別表

■協定事業者

協定事業者名	協定事業者との締結が必要なサービス	協定事業者における本約款の提供サービス名
中部テレコミュニケーション株式会社	光テレビ伝送サービス	コミュファ光テレビ プラスチャンネル by CNCI

■料金表 ※下記金額の表記は全て税込みです。

1. 加入契約金

22,000 円
<ul style="list-style-type: none"> ・加入者が同一家屋内において、当社が貸与する機器を増設する場合、2 台目以降の加入契約金は無料です。 ・加入促進の為割引することがあります。

2. 月額利用料

(1) 基本利用料金(ベーシックチャンネル)

サービスの種類	STB1 台目	STB2 台目以降
音楽・アニメコース	2,750 円	2,750 円
ドラマコース	2,750 円	2,750 円
映画・ドキュメンタリーコース	2,750 円	2,750 円

(2) オプションチャンネル

	サービスの種類	STB1 台につき
1	衛星劇場	1,980 円
2	東映チャンネル	1,650 円
3	グリーンチャンネル HD+グリーンチャンネル 2HD	1,320 円
4	レジャーチャンネル	990 円
5	フジテレビ NEXT	1,320 円
6	レインボーチャンネル	2,530 円
7	パラダイステレビ	2,200 円
8	パラダイステレビ+レインボーチャンネル	2,959 円
9	SPEED チャンネル	990 円
10	Jsports4	1,430 円
11	テレ朝チャンネル 1 ドラマ・バラエティ・アニメ	660 円
12	V パラダイス	770 円
13	KNTV HD	2,750 円
14	Mnet HD	2,530 円

3. 手続き等に関する料金

解約手数料(STB1 台につき)	3,300 円
B-CAS カード再発行手数料(1 枚につき)※1	2,160 円
C-CAS カード再発行手数料(1 枚につき)※2	5,500 円

※1 第 9 条に定める内容に基づく再発行の場合は不要とします。

※2 第 20 条第 2 項に定める内容に基づく再発行の場合は不要とします。

4. 工事費

機器の設置工事	実費
休止に伴う工事	実費
サービス再開に伴う工事	実費
解約の撤去工事	解約手数料に含まれます

5. その他

貸与機器紛失・破損時の損害金(STB1 台につき)	30,000 円
休止期間中の機器の貸与(月額)(STB1 台につき)	550 円

■付則

- (1) 加入者は、最低視聴年齢を定めて提供されるチャンネルサービス(以下「最低視聴年齢制限サービス」といいます)の視聴を申込する場合においては、20 歳以上である加入者が当社の定める視聴申込書類を当社に提出しなければ当該視聴契約は成立しません。
- ① 加入者は、最低視聴年齢制限サービスを視聴する場合においては、加入者の同一世帯における最低視聴年齢に満たない者の年齢および暗証番号を事前にSTBに登録し、視聴するごとに事前に登録した暗証番号を入力しなければなりません。
- ② 加入者は、暗証番号を最低視聴年齢に満たない者に知られないように、厳格に管理しなければなりません。なお、最低視聴年齢に満たない者が前項に規定する本サービスを利用したことに起因する不利益については、当社は、一切の責任を負わないものとします。
- (2) 加入者がSTBに USB ハードディスクを接続している場合、加入契約の解約時や故障時でのSTB交換時、予め録画された番組データおよび個人情報が見えなくなる場合があることを、加入者は了解するものとします。

プラスチャンネル by CNCI 契約約款

第1章 総則

(約款の適用)

第1条 知多メディアネットワーク株式会社以下(「当社」といいます)は、別表に定める協定事業者と提携し、放送法の規定に従い、このプラスチャンネル by CNCI 契約約款(以下「本約款」といいます)を定め、これに基づき放送サービスを提供します。

(約款の変更)

第2条 当社は、本約款を変更する事があります。この場合には、料金その他の提供条件は、変更後のプラスチャンネル by CNCI 契約約款によります。

(用語の定義)

第3条 この約款において、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

用語	用語の意味
放送サービス	放送法に定める一般放送施設を利用して映像、音響及び符号等を送信すること
加入契約	当社から放送サービスを受ける為の契約
加入申込	加入契約の申込
加入申込者	加入申込をした者
加入者	当社と加入契約を締結した者
代理店	当社と代理店契約を締結し加入契約の取次、機器の設置工事及び保守を行う者
STB	放送サービスを受信するために加入者に貸与される受信機 セットトップボックスの略
C-CAS カード	STBに挿入されることにより視聴を制御する、ICを組み込んだカード
B-CAS カード	株式会社ビーエス・コンディショナルアクセスシステムズ(以下「B-CAS」といいます)にて管理される、STBに挿入されることにより視聴を制御する、ICを組み込んだカード

第2章 加入者契約

(契約の単位)

第4条 加入契約は、世帯ごとに締結するものとします。

- 2 加入契約は、当社の提供するサービスを、加入者又は加入者と同一の世帯の者が視聴する事を目的として締結されます。
- 3 前項の規定する世帯とは、住居若しくは生計を共にする者の集まり又は独立して住居若しくは生計を維持する単身者としてします。

(加入契約の成立)

第5条 加入契約は、加入申込者が所定の加入申込書を提出し、当社が審査し承諾した時に成立するものとします。

- 2 加入契約は、別表に定める協定事業者のいずれかと加入契約を締結していなければなりません。
- 3 当社は、次の場合には加入契約を承諾しないことがあります。

- (1) 宅内設備の設置及び保持することが著しく困難な場合。
 - (2) 宅内設備の設置及び保持することが著しく高額となる場合。
 - (3) 加入申込者がサービスの料金又は工事費、登録料の支払いを怠る恐れがある場合。
 - (4) 加入申込者が、暴力団、暴力団関連企業、総会屋、社会運動標ぼうゴロ、政治運動標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団、その他反社会的勢力(以下、「反社会的勢力」という)に属すると判明した場合。
 - (5) 当社は、本サービスを、個人に限り提供するものとし、法人、その他これに準じる団体への提供は行わないものとします。
 - (6) その他放送サービスに関する当社の業務の遂行に著しい支障がある場合。
- 4 本条第 1 項の規定に係わらず、ウェブサイトによる加入契約の申込の場合は、加入申込者は当社が別に定める手続きに従って加入申込をするものとします。

(加入申込書記載事項の変更)

第 7 条 加入者は、その氏名、住所の表示変更等加入申込書記載事項に変更のある場合、速やかに当社に届け出るものとします。

加入者は、前項の場合、別途当社の定める規定により変更に要する費用をお支払いいただきます。

(B-CAS カードの取扱いについて)

第 8 条 B-CAS カードに関する取扱いについては、B-CAS の「CATV 専用 B-CAS カード使用許諾契約約款」に定めるところによります。なお、本約款への同意は、「CATV 専用 B-CAS カード使用許諾契約約款」に同意したものとみなします。

(B-CAS カードの不備)

第 9 条 B-CAS により加入者に貸与された B-CAS カードの機能不全により視聴障害が発生した場合は、B-CAS が定めた「CATV 専用 B-CAS カード使用許諾契約約款」に基づき、B-CAS の責任において正常なカードとお取替えがなれます。

第 3 章 サービスの内容

(提供するサービス)

第 10 条 当社は、定められた業務区域において以下のサービスを提供します。

(4) 自主放送

基本利用料金の範囲内で別表に定められた利用料金の支払により視聴可能となる放送サービス(以下「ベーシックチャンネル」といいます)と基本利用料金の範囲外で別表に定められた利用料金を別途支払うことにより視聴可能となる放送サービス(以下「オプションチャンネル」といいます)。

(5) BS 放送

BS 放送事業者のうち、当社が定めた放送を同時再放送するサービス。

(6) 上記役務に付帯するサービス

(放送内容の変更等)

第 11 条 当社は、次の場合、放送内容を予告なしに変更する事があります。

- (1) 天災事変その他の非常事態が発生した場合、又は発生する恐れがある場合。
- (2) その他の事情により緊急に変更せざるを得ない場合。

(番組編成の変更)

第 12 条 当社は、次の場合、番組編成を変更する事があります。

- (1) サービス内容の充実を目的としたもの。
- (2) 番組の調達や制作上の事由によるもの。

第 4 章 サービスの休止等

(サービス利用の休止)

第 13 条 加入者は、1 ヶ月以上の増改築、転勤等やむをえない事由が発生した場合、事前に当社に届け出て放送サービスの利用を一定期間休止することが出来ます。ただし、この休止期間は、1 日から末日までの 1 ヶ月を単位とし 1 回につき 12 ヶ月を限度とします。なお、12 ヶ月を越える場合の取扱いについて並びに休止事由については、加入者と当社がその都度協議し当社が認めた場合に限り、その場合、当社は貸与した機器を休止期間中原則回収するものとします。

- 2 加入者は、休止およびサービスを再開する場合は、別に定める工事費をお支払いいただきます。

(サービスの中断)

第 14 条 当社は、次の場合にはサービスの提供を中断することがあります。

- (1) 保守上又は工事上やむをえない場合
- (2) 天災事変等の非常事態又は緊急事態等やむをえない事由が発生した場合。
- 2 当社は、放送サービスの提供を中断するときには、あらかじめそのことを加入者に通知します。ただし、非常事態又は緊急事態等やむをえない場合にはこの限りではありません。

(サービスの停止)

第 15 条 当社は、加入者が次の各号のいずれかに該当する場合、当社の定める期間サービスを停止することがあります。ただし、第 1 号に該当する場合の停止期間は、料金その他の債務をお支払いいただくまでとします。

- (1) 加入契約料金、利用料金、工事費、登録料、延滞金、その他この約款の規定によりお支払いいただくことになった債務(以下「債務」といいます)について支払期日を経過してもなお、お支払いいただけない場合若しくはお支払いを怠る恐れがある場合。
- (2) 第 32 条(放送サービスの上映及び頒布の禁止)の規定に違反した場合。
- 2 当社は、前項の場合、加入者に催告無しにサービスの停止をすることができるものとします。

(サービスの廃止)

第 16 条 当社は、業務上の都合により本約款第 10 条に定めるサービスを廃止することができるものとします。この場合、本サービスを廃止する日をもって加入契約は廃止するものとし、この日を本サービスの利用終了日と定めるものとします。

- 2 当社は、前項の場合には、加入者に対し本サービスを廃止する日の 3 ヶ月前までに当社の定める方法によりその旨を告知するものとします。
- 3 当社は、都合により別途料金表に定めるサービスの品目(以下、当該サービス品目)を任意の月の末日付で廃止する場合があります。この場合、廃止する日をもって、他の代替サービス品目への変更、または加入契約を解除するものとします。
- 4 当社は、前項の場合には、当該サービス品目を利用する加入者に対し当該サービス品目を廃止する日の 3 ヶ月前までに当社が定める方法により当該サービス品目を廃止する旨を告知するものとします。

第5章 工事及び保守

(STB)

- 第17条 当社は、加入者に対し、STBを貸与するものとし、その使用料は基本利用料金に含まれるものとし、
- 2 加入者は、使用上の注意事項を遵守して維持管理するものとし、
 - 3 加入者は、加入者の故意又は過失により破損又は紛失した場合、別表に定める損害金を当社に支払うものとし、
 - 4 加入者は、契約の解約又は解除の場合、速やかに当社に返却いただくものとし、
 - 5 加入者は、当社が必要に応じて行う場合がある機器等の交換、バージョンアップ作業の実施に同意し、協力いただくものとし、

(C-CASカード)

- 第18条 当社は、STB1台につき、1枚のC-CASカードを貸与いたします。また、当社は必要に応じて、加入者にC-CASカードの交換及び返却を請求できるものとし、
- 2 C-CASカードの所有権は当社に帰属し、当社の手配による以外のデータ追加、変更、改竄を禁止し、それが行われたことによる当社及び第三者に及ぼされた損害及び利益損失については、加入者が賠償するものとし、
 - 3 加入者が故意又は過失によりC-CASカードを破損又は紛失した場合には、加入者は別表に定める再発行手数料を当社に支払うものとし、

(機器の設置工事)

- 第19条 当社は機器の設置工事を行うものとし、加入者は、機器を自己負担で設置するものとし、
- なお、加入者は別表記載の設置工事費をご負担いただきます。
- 2 設置工事は、原則として申込を取り次いだ代理店または、当社指定の業者で実施していただきます。
 - 3 加入者は、機器の維持管理を行うものとし、

(機器の故障等)

- 第20条 加入者は、サービスが利用できなくなったときには、当社または申込を取り次いだ代理店に点検の請求をしていただきます。
- 2 点検の結果、当社が貸与する機器、C-CASカードに故障がある場合には、当社が当社の負担でその故障機器を修理します。当社が貸与する機器以外の宅内設備及び受像機に故障がある場合には、加入者がその負担で故障設備を修理していただきます。
 - 3 前項第1項から第2項の規定にかかわらず、加入者の故意または過失により、当社が貸与する機器、C-CASカードが滅失、破損した場合には、その設備の復元、修理に要する費用は加入者の負担となります。

(機器の設置場所の変更)

- 第21条 加入者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、事前に当社に届け出て当社が貸与する機器の設置場所を変更する事が出来ます。但し、第5条第1号及び第2号に該当する場合にはこの限りではありません。
- (1) 同一家屋内において当社が貸与する機器の設置場所変更の場合。
 - (2) 新築等当社の業務区域内における住居の変更等により、設置場所を変更する場合。

(設置場所の無償使用等)

第 22 条 当社は、機器の設置に関し、加入者の承諾の上必要最小限において無償で使用出来るものとします。なお、機器の使用に係る電気は加入者が用意するものとし、その電気料金及び消耗品は加入者が負担するものとします。

- 2 加入者は、当社及び当社の指定する者が、機器の設置、検査、修理、撤去及び復旧等を行う為に、加入者が所有又は占有する敷地、家屋の出入りについて協力を求めた場合、これに便宜を供するものとします。
- 3 加入者は、前 1 項及び 2 項に関して家主、その他の利害関係者があるときは、その責任であらかじめ必要な承諾を得ておくものとします。

第 6 章 料金等

(加入契約料金)

第 23 条 加入者は、加入契約 1 件あたり別表記載の加入契約料金をお支払いいただきます。

- 2 当社は、加入促進を行うため、別表の加入契約料金を割引くことがあります。

(手続きに関する手数料)

第 24 条 加入者は、本サービスに係る手続きを要する請求をし、その承諾を受けたときは、別表に定められた手続きに関する費用を支払うものとします。

(利用料金)

第 25 条 加入者は、本サービスの利用に際し、別表に定められた利用料金を支払うものとします。

- 2 当社は、別表の利用料金をその後の社会情勢の変化あるいは提供するサービス内容拡充等により、改定することがあります。その場合、事前に加入者にお知らせします。

(利用料金の減免)

第 26 条 当社が第 20 条 2 項の事由により第 10 条第 1 号に定めるサービスを 1 日から末日までの 1 ヶ月の中で当社がこのことを知ったときから起算して継続して 10 日以上行わなかった場合には、その月の利用料金は無料とします。

- 2 第 13 条に基づき、サービスの休止をした場合、基本利用料金については、休止した日の属する月の翌月から再開した日の属する月の前月までの期間、オプションチャンネル利用料金については休止した日の属する月の翌月から再開した日の属する月の前月まで無料とします。

(利用料金の計算)

第 27 条 基本利用料金は、放送サービスを受け始めた日から支払うものとし、1 日から末日までの 1 ヶ月を単位として計算し、利用期間により 1 ヶ月に満たない場合には、日割計算によりお支払いいただきます。

- 2 オプションチャンネル利用料金は、1 日から末日までの 1 ヶ月を単位として計算し、利用期間が 1 ヶ月に満たない場合であっても、1 ヶ月分をお支払いいただきます。

(利用料金等の支払い)

第 28 条 加入者は、加入契約締結時に加入契約金をお支払いいただき、利用料金(オプションチャンネル利用料を含む)については、当月分を翌々月にお支払いいただきます。

- 2 加入者は、加入契約金、工事費、第 29 条に定める延滞金その他の債務が発生した場合これを前項の利用料金に合算してお支払いいただきます。

(延滞金)

第 29 条 加入者は、加入契約金、利用料金、工事費、手続きに関する手数料、登録料その他の債務を延滞した場合、支払い期日の翌月から支払いの日までの期間に応じて、年利 14.5%の延滞金を当社に支払うものとします。

(債権の譲渡等)

第 30 条 加入者は、本約款およびみるプラス約款の規定により支払いを要することとなった料金その他の債務に係る債権を別表に定める協定事業者に譲渡することを承認していただきます。この場合において、当社及び別表に定める協定事業者は、加入者への個別の通知又は譲渡承認の請求を省略するものとします。

第 7 章 権利の譲渡及び地位の継承

(権利の譲渡)

第 31 条 当社は、加入者の加入契約上の権利譲渡を禁止します。但し、加入者が正当な事由をもってあらかじめ当社に届け出、当社がこれを認めた場合にはこの限りではありません。

2 前項により、権利の譲渡があった場合、譲受人(新加入者)は、譲渡人(旧加入者)の総ての義務を承継するものとします。

(地位の継承)

第 32 条 相続により加入者の地位の継承があった場合には、相続人は、これを証明する書類を添えて速やかに当社に届け出ていただきます。

2 前項の場合、相続人が 2 人以上あるときは、その内の一人を当社に対する代表者として届け出ていただきます。

3 権利の譲渡及び地位の継承に伴い、当社が貸与する機器の設置場所の変更を伴う場合、第 21 条を準用します。

第 8 章 雑則

(放送サービスの上映及び頒布の禁止)

第 33 条 当社は、加入契約の有効期間中はもとよりその終了後であっても、又、対価の有無にかかわらず、加入者が当社の放送サービスを公に上映すること、又はその複製物等を頒布することを禁止します。

(不正利用の禁止)

第 34 条 加入者は、当社が貸与する機器に接続しサービスの提供を受けることのできる受像機は貸与する機器台数までとします。

(1) 加入者は、当社が承諾した設置場所以外の場所で当社が貸与する機器を接続してサービスの提供を受けることはできません。

(2) 当社は、加入者が本条に違反した場合、違反した台数に応じた利用料金相当額を請求できるものとします。

(禁止事項)

第 35 条 当社から貸与されている機器を加入者が他人に貸与、質入れ、譲渡することを禁止します。

2 当社は、加入者が直接又は間接を問わず、当社が貸与する機器の本体及びコンピュータプログラムにつき、複製、改造、変造、解析などを行うことを禁止します。

- 3 当社は、加入者が第 1 項又は第 2 項に違反したと認めた場合、本契約を解除し当社が貸与する機器の返還請求が出来るものとします。この場合、加入者は当社からの返還請求日より起算し、10 日以内に返却する義務を負います。尚、当社は不正受信者に損害賠償の請求が出来るものとします。又、期間を経過して当社が貸与する機器の返却がない場合は、これらの代金相当額を請求出来るものとします。

(損害賠償)

- 第 36 条 当社及び加入者は、その責に帰すべき事由により相手方に損害を与えた場合には、第三者を含む損害または損失に対して、賠償するものとします。
- 2 前項にかかわらず当社は、番組内容の変更等、放送サービスの休止、停止、中断等により加入者に損害が生じた場合であっても、その責任を負わないものとします。また、天災による機器に起因する事故の場合も同様とします。

(解約)

- 第 37 条 加入者は、加入契約を解約しようとする場合、解約を希望する日の 14 日以前に当社に届け出るものとします。

(解除)

- 第 38 条 当社は、第 15 条の規定により放送サービスの提供を停止された加入契約について、加入者が尚その事実を解消しない場合、その他本契約約款に違反したと認められる場合には、加入者に通知催告なしに加入契約を解除することができるものとします。
- 2 加入者は前項により、加入解除となった場合、当社が貸与する機器の撤去に同意するものとし且つ当社が撤去のため敷地内へ立入ることを承諾するものとします。
 - 3 当社は、当社または加入者の責めに帰すべからざる事由により、本サービスの提供にかかる当社施設の変更を余儀なくされ、かつ代替構築が困難で本サービスを提供できなくなる場合、加入契約を解除することがあります。この場合には、当社は、そのことを事前に加入者に通知するものとします。

(契約終了時の措置)

- 第 39 条 当社は、解約又は解除により加入契約が終了する場合、当社が貸与する機器を撤去するものとし、撤去に伴い、加入者が所有又は占有する家屋などの復旧を要する場合、その費用は加入者が負担するものとします。また、当社が貸与した機器の撤去に要する別途当社が定める費用は、加入者の負担となります。

(加入契約金等の返還)

- 第 40 条 当社は、解約又は解除により加入契約が終了する場合は、原則として加入契約料金は返還しないものとします。

(個人情報)

- 第 41 条 当社は、加入者の個人情報(以下「個人情報」といいます。)を個人情報の保護に関する法律及び当社の「個人情報保護に関する基本方針」に基づき、適切に取り扱うものとします。
- 2 当社は、個人情報を以下の利用目的の範囲内で取り扱います。
 - (1) サービスを提供すること(契約管理、料金課金、保守、サポート対応等を含みます。)
 - (2) サービスレベルの維持向上を図るため、アンケート調査および分析を行うこと。
 - (3) 個々の加入者に有益と思われる当社のサービスまたは当社の業務提携先の商品、サービス等の情報を、郵便、電子メール等により送付し、または電話すること。なお加入者は当社が別途定める方法で届出ることによりこの取り扱いを中止させたり、再

- 開させたりすることができます。
- (4) 加入者から個人情報の取り扱いに関する同意を求めるために、電子メール、郵便等を送付し、または電話すること。
 - (5) サービス開発のため、開発試験募集の案内を郵便、電子メール等により送付し、または電話すること。
 - (6) 加入者の解約日より一定期間、前5号に定める利用目的の範囲内において個人情報を取り扱うこと。
 - (7) サービスの視聴状態に関する各種統計処理
 - (8) その他加入者から得た同意の範囲内で利用すること。
- 3 当社は、前項の利用目的の実施に必要な範囲で個人情報を業務委託先に預託することができるものとします。
 - 4 当社は、個人情報の提供先とその利用目的を通知し承諾を得ることを行わない限り、第三者に個人情報を開示提供しないものとします。
 - 5 前項にかかわらず、個人情報の保護に関する法律 第 23 条(第三者提供の制限)に該当する場合、当社は、必要な範囲で警察機関等第三者に個人情報を開示することがあります。
 - 6 当社は、加入者の個人情報の属性の集計、分析を行い、個人が識別・特定できないように加工したもの(以下「統計資料」といいます。)を作成し、新規のサービスの開発等、業務の遂行のために利用、処理することがあります。また、統計資料を業務提携先等に提供することがあります。
 - 7 当社は、加入者から当社が保有する個人情報の開示を請求された場合は、別表に定められた個人情報開示手数料を徴収できるものとします。

(個人情報の匿名化)

第 42 条 当社は、前条の規定に基づき収集した個人情報の匿名化を行って、個人識別性を完全に喪失させ、前条に規定する目的外に利用することがあります。

(協議事項)

第 43 条 本約款に定めのない事項又は本約款の解釈に疑義が生じた場合には、当社と加入者は誠意をもって協議の上その解決にあたるものとします。

(実施期日)

平成28年4月1日

この約款は平成28年4月1日より実施します。

令和元年10月1日

この約款は令和元年10月1日より実施します。

令和3年4月1日

この約款は令和3年4月1日より実施します。

別表

■協定事業者

協定事業者名	協定事業者との締結が必要なサービス	協定事業者における本約款の提供サービス名
中部テレコミュニケーション株式会社	光テレビ伝送サービス	コミュファ光テレビ プラスチャンネル by CNCI

■料金表 ※下記金額の表記は全て税込みです。

1. 加入契約金

22,000 円
<ul style="list-style-type: none"> ・加入者が同一家屋内において、当社が貸与する機器を増設する場合、2 台目以降の加入契約金は無料です。 ・加入促進の為割引することがあります。

2. 月額利用料

(1) 基本利用料金(ベーシックチャンネル)

サービスの種類	STB1 台目	STB2 台目以降
音楽・アニメコース	2,750 円	2,750 円
ドラマコース	2,750 円	2,750 円
映画・ドキュメンタリーコース	2,750 円	2,750 円

(2) オプションチャンネル

	サービスの種類	STB1 台につき
1	衛星劇場	1,980 円
2	東映チャンネル	1,650 円
3	グリーンチャンネル HD+グリーンチャンネル 2HD	1,320 円
4	レジャーチャンネル	990 円
5	フジテレビ NEXT	1,320 円
6	レインボーチャンネル	2,530 円
7	パラダイステレビ	2,200 円
8	パラダイステレビ+レインボーチャンネル	2,959 円
9	SPEED チャンネル	990 円
10	Jsports4	1,430 円
11	テレ朝チャンネル 1 ドラマ・バラエティ・アニメ	660 円
12	V パラダイス	770 円
13	KNTV HD	2,750 円
14	Mnet HD	2,530 円

3. 手続き等に関する料金

解約手数料(STB1 台につき)	3,300 円
B-CAS カード再発行手数料(1 枚につき)※1	2,160 円
C-CAS カード再発行手数料(1 枚につき)※2	5,500 円

※1 第9条に定める内容に基づく再発行の場合は不要とします。

※2 第20条第2項に定める内容に基づく再発行の場合は不要とします。

4. 工事費

機器の設置工事	実費
休止に伴う工事	実費
サービス再開に伴う工事	実費
解約の撤去工事	解約手数料に含まれます

5. その他

貸与機器紛失・破損時の損害金(STB1 台につき)	30,000 円
休止期間中の機器の貸与(月額)(STB1 台につき)	550 円

■付則

- (1) 加入者は、最低視聴年齢を定めて提供されるチャンネルサービス(以下「最低視聴年齢制限サービス」といいます)の視聴を申込する場合においては、20 歳以上である加入者が当社の定める視聴申込書類を当社に提出しなければ当該視聴契約は成立しません。
- ① 加入者は、最低視聴年齢制限サービスを視聴する場合においては、加入者の同一世帯における最低視聴年齢に満たない者の年齢および暗証番号を事前にSTBに登録し、視聴するごとに事前に登録した暗証番号を入力しなければなりません。
- ② 加入者は、暗証番号を最低視聴年齢に満たない者に知られないように、厳格に管理しなければなりません。なお、最低視聴年齢に満たない者が前項に規定する本サービスを利用したことに起因する不利益については、当社は、一切の責任を負わないものとします。
- (2) 加入者がSTBに USB ハードディスクを接続している場合、加入契約の解約時や故障時でのSTB交換時、予め録画された番組データおよび個人情報が視聴、閲覧できなくなる場合があることを、加入者は了解するものとします。

プラスチャンネル by CNCI 契約約款

第1章 総則

(約款の適用)

第1条 中部ケーブルネットワーク株式会社以下(「当社」といいます)は、別表に定める協定事業者と提携し、放送法の規定に従い、このプラスチャンネル by CNCI 契約約款(以下「本約款」といいます)を定め、これに基づき放送サービスを提供します。

(約款の変更)

第2条 当社は、本約款を変更する事があります。この場合には、料金その他の提供条件は、変更後のプラスチャンネル by CNCI 契約約款によります。

(用語の定義)

第3条 この約款において、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

用語	用語の意味
放送サービス	放送法に定める一般放送施設を利用して映像、音響及び符号等を送信すること
加入契約	当社から放送サービスを受ける為の契約
加入申込	加入契約の申込
加入申込者	加入申込をした者
加入者	当社と加入契約を締結した者
代理店	当社と代理店契約を締結し加入契約の取次、機器の設置工事及び保守を行う者
STB	放送サービスを受信するために加入者に貸与される受信機 セットトップボックスの略
C-CAS カード	STBに挿入されることにより視聴を制御する、ICを組み込んだカード
B-CAS カード	株式会社ビーエス・コンディショナルアクセスシステムズ(以下「B-CAS」といいます)にて管理される、STBに挿入されることにより視聴を制御する、ICを組み込んだカード

第2章 加入者契約

(契約の単位)

第4条 加入契約は、世帯ごとに締結するものとします。

- 2 加入契約は、当社の提供するサービスを、加入者又は加入者と同一の世帯の者が視聴する事を目的として締結されます。
- 3 前項の規定する世帯とは、住居若しくは生計を共にする者の集まり又は独立して住居若しくは生計を維持する単身者としてします。

(加入契約の成立)

第5条 加入契約は、加入申込者が所定の加入申込書を提出し、当社が審査し承諾した時に成立するものとします。

- 2 加入契約は、別表に定める協定事業者のいずれかと加入契約を締結していなければなりません。
- 3 当社は、次の場合には加入契約を承諾しないことがあります。

- (1) 宅内設備の設置及び保持することが著しく困難な場合。
 - (2) 宅内設備の設置及び保持することが著しく高額となる場合。
 - (3) 加入申込者がサービスの料金又は工事費、登録料の支払いを怠る恐れがある場合。
 - (4) 加入申込者が、暴力団、暴力団関連企業、総会屋、社会運動標ぼうゴロ、政治運動標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団、その他反社会的勢力(以下、「反社会的勢力」という)に属すると判明した場合。
 - (5) 当社は、本サービスを、個人に限り提供するものとし、法人、その他これに準じる団体への提供は行わないものとします。
 - (6) その他放送サービスに関する当社の業務の遂行に著しい支障がある場合。
- 4 本条第 1 項の規定に係わらず、ウェブサイトによる加入契約の申込の場合は、加入申込者は当社が別に定める手続きに従って加入申込をするものとします。

(加入申込書記載事項の変更)

第 7 条 加入者は、その氏名、住所の表示変更等加入申込書記載事項に変更のある場合、速やかに当社に届け出るものとします。

加入者は、前項の場合、別途当社の定める規定により変更に要する費用をお支払いいただきます。

(B-CAS カードの取扱いについて)

第 8 条 B-CAS カードに関する取扱いについては、B-CAS の「CATV 専用 B-CAS カード使用許諾契約約款」に定めるところによります。なお、本約款への同意は、「CATV 専用 B-CAS カード使用許諾契約約款」に同意したものとみなします。

(B-CAS カードの不備)

第 9 条 B-CAS により加入者に貸与された B-CAS カードの機能不全により視聴障害が発生した場合は、B-CAS が定めた「CATV 専用 B-CAS カード使用許諾契約約款」に基づき、B-CAS の責任において正常なカードとお取替えがなれます。

第 3 章 サービスの内容

(提供するサービス)

第 10 条 当社は、定められた業務区域において以下のサービスを提供します。

(7) 自主放送

基本利用料金の範囲内で別表に定められた利用料金の支払により視聴可能となる放送サービス(以下「ベーシックチャンネル」といいます)と基本利用料金の範囲外で別表に定められた利用料金を別途支払うことにより視聴可能となる放送サービス(以下「オプションチャンネル」といいます)。

(8) BS 放送

BS 放送事業者のうち、当社が定めた放送を同時再放送するサービス。

(9) 上記役務に付帯するサービス

(放送内容の変更等)

第 11 条 当社は、次の場合、放送内容を予告なしに変更する事があります。

- (1) 天災事変その他の非常事態が発生した場合、又は発生する恐れがある場合。
- (2) その他の事情により緊急に変更せざるを得ない場合。

(番組編成の変更)

第 12 条 当社は、次の場合、番組編成を変更する事があります。

- (1) サービス内容の充実を目的としたもの。
- (2) 番組の調達や制作上の事由によるもの。

第 4 章 サービスの休止等

(サービス利用の休止)

第 13 条 加入者は、1 ヶ月以上の増改築、転勤等やむをえない事由が発生した場合、事前に当社に届け出て放送サービスの利用を一定期間休止することが出来ます。ただし、この休止期間は、1 日から末日までの 1 ヶ月を単位とし 1 回につき 12 ヶ月を限度とします。なお、12 ヶ月を越える場合の取扱いについて並びに休止事由については、加入者と当社がその都度協議し当社が認めた場合に限り、その場合、当社は貸与した機器を休止期間中原則回収するものとします。

- 2 加入者は、休止およびサービスを再開する場合は、別に定める工事費をお支払いいただきます。

(サービスの中断)

第 14 条 当社は、次の場合にはサービスの提供を中断することがあります。

- (1) 保守上又は工事上やむをえない場合
- (2) 天災事変等の非常事態又は緊急事態等やむをえない事由が発生した場合。
- 2 当社は、放送サービスの提供を中断するときには、あらかじめそのことを加入者に通知します。ただし、非常事態又は緊急事態等やむをえない場合にはこの限りではありません。

(サービスの停止)

第 15 条 当社は、加入者が次の各号のいずれかに該当する場合、当社の定める期間サービスを停止することがあります。ただし、第 1 号に該当する場合の停止期間は、料金その他の債務をお支払いいただくまでとします。

- (1) 加入契約料金、利用料金、工事費、登録料、延滞金、その他この約款の規定によりお支払いいただくことになった債務(以下「債務」といいます)について支払期日を経過してもなお、お支払いいただけない場合若しくはお支払いを怠る恐れがある場合。
- (2) 第 32 条(放送サービスの上映及び頒布の禁止)の規定に違反した場合。
- 2 当社は、前項の場合、加入者に催告無しにサービスの停止をすることができるものとします。

(サービスの廃止)

第 16 条 当社は、業務上の都合により本約款第 10 条に定めるサービスを廃止することができるものとします。この場合、本サービスを廃止する日をもって加入契約は廃止するものとし、この日を本サービスの利用終了日と定めるものとします。

- 2 当社は、前項の場合には、加入者に対し本サービスを廃止する日の 3 ヶ月前までに当社の定める方法によりその旨を告知するものとします。
- 3 当社は、都合により別途料金表に定めるサービスの品目(以下、当該サービス品目)を任意の月の末日付で廃止する場合があります。この場合、廃止する日をもって、他の代替サービス品目への変更、または加入契約を解除するものとします。
- 4 当社は、前項の場合には、当該サービス品目を利用する加入者に対し当該サービス品目を廃止する日の 3 ヶ月前までに当社が定める方法により当該サービス品目を廃止する旨を告知するものとします。

第5章 工事及び保守

(STB)

- 第17条 当社は、加入者に対し、STBを貸与するものとし、その使用料は基本利用料金に含まれるものとし、
- 2 加入者は、使用上の注意事項を遵守して維持管理するものとし、
 - 3 加入者は、加入者の故意又は過失により破損又は紛失した場合、別表に定める損害金を当社に支払うものとし、
 - 4 加入者は、契約の解約又は解除の場合、速やかに当社に返却いただくものとし、
 - 5 加入者は、当社が必要に応じて行う場合がある機器等の交換、バージョンアップ作業の実施に同意し、協力いただくものとし、

(C-CASカード)

- 第18条 当社は、STB1台につき、1枚のC-CASカードを貸与いたします。また、当社は必要に応じて、加入者にC-CASカードの交換及び返却を請求できるものとし、
- 2 C-CASカードの所有権は当社に帰属し、当社の手配による以外のデータ追加、変更、改竄を禁止し、それが行われたことによる当社及び第三者に及ぼされた損害及び利益損失については、加入者が賠償するものとし、
 - 3 加入者が故意又は過失によりC-CASカードを破損又は紛失した場合には、加入者は別表に定める再発行手数料を当社に支払うものとし、

(機器の設置工事)

- 第19条 当社は機器の設置工事を行うものとし、加入者は、機器を自己負担で設置するものとし、
- なお、加入者は別表記載の設置工事費をご負担いただきます。
- 2 設置工事は、原則として申込を取り次いだ代理店または、当社指定の業者で実施していただきます。
 - 3 加入者は、機器の維持管理を行うものとし、

(機器の故障等)

- 第20条 加入者は、サービスが利用できなくなったときには、当社または申込を取り次いだ代理店に点検の請求をしていただきます。
- 2 点検の結果、当社が貸与する機器、C-CASカードに故障がある場合には、当社が当社の負担でその故障機器を修理します。当社が貸与する機器以外の宅内設備及び受像機に故障がある場合には、加入者がその負担で故障設備を修理していただきます。
 - 3 前項第1項から第2項の規定にかかわらず、加入者の故意または過失により、当社が貸与する機器、C-CASカードが滅失、破損した場合には、その設備の復元、修理に要する費用は加入者の負担となります。

(機器の設置場所の変更)

- 第21条 加入者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、事前に当社に届け出て当社が貸与する機器の設置場所を変更する事が出来ます。但し、第5条第1号及び第2号に該当する場合にはこの限りではありません。
- (1) 同一家屋内において当社が貸与する機器の設置場所変更の場合。
 - (2) 新築等当社の業務区域内における住居の変更等により、設置場所を変更する場合。

(設置場所の無償使用等)

第 22 条 当社は、機器の設置に関し、加入者の承諾の上必要最小限において無償で使用出来るものとし、なお、機器の使用に係る電気は加入者が用意するものとし、その電気料金及び消耗品は加入者が負担するものとし、

- 2 加入者は、当社及び当社の指定する者が、機器の設置、検査、修理、撤去及び復旧等を行う為に、加入者が所有又は占有する敷地、家屋の出入りについて協力を求めた場合、これに便宜を供するものとし、
- 3 加入者は、前 1 項及び 2 項に関して家主、その他の利害関係者があるときは、その責任であらかじめ必要な承諾を得ておくものとし、

第 6 章 料金等

(加入契約料金)

第 23 条 加入者は、加入契約 1 件あたり別表記載の加入契約料金をお支払いいただきます。

- 2 当社は、加入促進を行うため、別表の加入契約料金を割引くことがあります。

(手続きに関する手数料)

第 24 条 加入者は、本サービスに係る手続きを要する請求をし、その承諾を受けたときは、別表に定められた手続きに関する費用を支払うものとし、

(利用料金)

第 25 条 加入者は、本サービスの利用に際し、別表に定められた利用料金を支払うものとし、

- 2 当社は、別表の利用料金をその後の社会情勢の変化あるいは提供するサービス内容拡充等により、改定することがあります。その場合、事前に加入者にお知らせします。

(利用料金の減免)

第 26 条 当社が第 20 条 2 項の事由により第 10 条第 1 号に定めるサービスを 1 日から末日までの 1 ヶ月の中で当社がこのことを知ったときから起算して継続して 10 日以上行わなかった場合には、その月の利用料金は無料とします。

- 2 第 13 条に基づき、サービスの休止をした場合、基本利用料金については、休止した日の属する月の翌月から再開した日の属する月の前月までの期間、オプションチャンネル利用料金については休止した日の属する月の翌月から再開した日の属する月の前月まで無料とします。

(利用料金の計算)

第 27 条 基本利用料金は、放送サービスを受け始めた日から支払うものとし、1 日から末日までの 1 ヶ月を単位として計算し、利用期間により 1 ヶ月に満たない場合には、日割計算によりお支払いいただきます。

- 2 オプションチャンネル利用料金は、1 日から末日までの 1 ヶ月を単位として計算し、利用期間が 1 ヶ月に満たない場合であっても、1 ヶ月分をお支払いいただきます。

(利用料金等の支払い)

第 28 条 加入者は、加入契約締結時に加入契約金をお支払いいただき、利用料金(オプションチャンネル利用料を含む)については、当月分を翌々月にお支払いいただきます。

- 2 加入者は、加入契約金、工事費、第 29 条に定める延滞金その他の債務が発生した場合これを前項の利用料金に合算してお支払いいただきます。

(延滞金)

第 29 条 加入者は、加入契約金、利用料金、工事費、手続きに関する手数料、登録料その他の債務を延滞した場合、支払い期日の翌月から支払いの日までの期間に応じて、年利 14.5%の延滞金を当社に支払うものとします。

(債権の譲渡等)

第 30 条 加入者は、本約款およびみるプラス約款の規定により支払いを要することとなった料金その他の債務に係る債権を別表に定める協定事業者に譲渡することを承認していただきます。この場合において、当社及び別表に定める協定事業者は、加入者への個別の通知又は譲渡承認の請求を省略するものとします。

第 7 章 権利の譲渡及び地位の継承

(権利の譲渡)

第 31 条 当社は、加入者の加入契約上の権利譲渡を禁止します。但し、加入者が正当な事由をもってあらかじめ当社に届け出、当社がこれを認めた場合にはこの限りではありません。

2 前項により、権利の譲渡があった場合、譲受人(新加入者)は、譲渡人(旧加入者)の総ての義務を承継するものとします。

(地位の継承)

第 32 条 相続により加入者の地位の継承があった場合には、相続人は、これを証明する書類を添えて速やかに当社に届け出ていただきます。

2 前項の場合、相続人が 2 人以上あるときは、その内の一人を当社に対する代表者として届け出ていただきます。

3 権利の譲渡及び地位の継承に伴い、当社が貸与する機器の設置場所の変更を伴う場合、第 21 条を準用します。

第 8 章 雑則

(放送サービスの上映及び頒布の禁止)

第 33 条 当社は、加入契約の有効期間中はもとよりその終了後であっても、又、対価の有無にかかわらず、加入者が当社の放送サービスを公に上映すること、又はその複製物等を頒布することを禁止します。

(不正利用の禁止)

第 34 条 加入者は、当社が貸与する機器に接続しサービスの提供を受けることのできる受像機は貸与する機器台数までとします。

(1) 加入者は、当社が承諾した設置場所以外の場所で当社が貸与する機器を接続してサービスの提供を受けることはできません。

(2) 当社は、加入者が本条に違反した場合、違反した台数に応じた利用料金相当額を請求できるものとします。

(禁止事項)

第 35 条 当社から貸与されている機器を加入者が他人に貸与、質入れ、譲渡することを禁止します。

2 当社は、加入者が直接又は間接を問わず、当社が貸与する機器の本体及びコンピュータプログラムにつき、複製、改造、変造、解析などを行うことを禁止します。

- 3 当社は、加入者が第 1 項又は第 2 項に違反したと認めた場合、本契約を解除し当社が貸与する機器の返還請求が出来るものとします。この場合、加入者は当社からの返還請求日より起算し、10 日以内に返却する義務を負います。尚、当社は不正受信者に損害賠償の請求が出来るものとします。又、期間を経過して当社が貸与する機器の返却がない場合は、これらの代金相当額を請求出来るものとします。

(損害賠償)

- 第 36 条 当社及び加入者は、その責に帰すべき事由により相手方に損害を与えた場合には、第三者を含む損害または損失に対して、賠償するものとします。
- 2 前項にかかわらず当社は、番組内容の変更等、放送サービスの休止、停止、中断等により加入者に損害が生じた場合であっても、その責任を負わないものとします。また、天災による機器に起因する事故の場合も同様とします。

(解約)

- 第 37 条 加入者は、加入契約を解約しようとする場合、解約を希望する日の 14 日以前に当社に届け出るものとします。

(解除)

- 第 38 条 当社は、第 15 条の規定により放送サービスの提供を停止された加入契約について、加入者が尚その事実を解消しない場合、その他本契約約款に違反したと認められる場合には、加入者に通知催告なしに加入契約を解除することができるものとします。
- 2 加入者は前項により、加入解除となった場合、当社が貸与する機器の撤去に同意するものと且つ当社が撤去のため敷地内へ立入ることを承諾するものとします。
 - 3 当社は、当社または加入者の責めに帰すべからざる事由により、本サービスの提供にかかる当社施設の変更を余儀なくされ、かつ代替構築が困難で本サービスを提供できなくなる場合、加入契約を解除することがあります。この場合には、当社は、そのことを事前に加入者に通知するものとします。

(契約終了時の措置)

- 第 39 条 当社は、解約又は解除により加入契約が終了する場合、当社が貸与する機器を撤去するものとし、撤去に伴い、加入者が所有又は占有する家屋などの復旧を要する場合、その費用は加入者が負担するものとします。また、当社が貸与した機器の撤去に要する別途当社が定める費用は、加入者の負担となります。

(加入契約金等の返還)

- 第 40 条 当社は、解約又は解除により加入契約が終了する場合は、原則として加入契約料金は返還しないものとします。

(個人情報)

- 第 41 条 当社は、加入者の個人情報(以下「個人情報」といいます。)を個人情報の保護に関する法律及び当社の「個人情報保護に関する基本方針」に基づき、適切に取り扱うものとします。
- 2 当社は、個人情報を以下の利用目的の範囲内で取り扱います。
 - (1) サービスを提供すること(契約管理、料金課金、保守、サポート対応等を含みます。)
 - (2) サービスレベルの維持向上を図るため、アンケート調査および分析を行うこと。
 - (3) 個々の加入者に有益と思われる当社のサービスまたは当社の業務提携先の商品、サービス等の情報を、郵便、電子メール等により送付し、または電話すること。なお加入者は当社が別途定める方法で届出ることによりこの取り扱いを中止させたり、再

開させたりすることができます。

- (4) 加入者から個人情報の取り扱いに関する同意を求めるために、電子メール、郵便等を送付し、または電話すること。
 - (5) サービス開発のため、開発試験募集の案内を郵便、電子メール等により送付し、または電話すること。
 - (6) 加入者の解約日より一定期間、前5号に定める利用目的の範囲内において個人情報を取り扱うこと。
 - (7) サービスの視聴状態に関する各種統計処理
 - (8) その他加入者から得た同意の範囲内で利用すること。
- 3 当社は、前項の利用目的の実施に必要な範囲で個人情報を業務委託先に預託することができるものとします。
 - 4 当社は、個人情報の提供先とその利用目的を通知し承諾を得ることを行わない限り、第三者に個人情報を開示提供しないものとします。
 - 5 前項にかかわらず、個人情報の保護に関する法律 第 23 条(第三者提供の制限)に該当する場合、当社は、必要な範囲で警察機関等第三者に個人情報を開示することがあります。
 - 6 当社は、加入者の個人情報の属性の集計、分析を行い、個人が識別・特定できないように加工したもの(以下「統計資料」といいます。)を作成し、新規のサービスの開発等、業務の遂行のために利用、処理することがあります。また、統計資料を業務提携先等に提供することがあります。
 - 7 当社は、加入者から当社が保有する個人情報の開示を請求された場合は、別表に定められた個人情報開示手数料を徴収できるものとします。

(個人情報の匿名化)

第 42 条 当社は、前条の規定に基づき収集した個人情報の匿名化を行って、個人識別性を完全に喪失させ、前条に規定する目的外に利用することがあります。

(協議事項)

第 43 条 本約款に定めのない事項又は本約款の解釈に疑義が生じた場合には、当社と加入者は誠意をもって協議の上その解決にあたるものとします。

(実施期日)

平成28年4月1日

この約款は平成28年4月1日より実施します。

令和元年10月1日

この約款は令和元年10月1日より実施します。

令和3年4月1日

この約款は令和3年4月1日より実施します。

別表

■協定事業者

協定事業者名	協定事業者との締結が必要なサービス	協定事業者における本約款の提供サービス名
中部テレコミュニケーション株式会社	光テレビ伝送サービス	コミュファ光テレビ プラスチャンネル by CNCI

■料金表 ※下記金額の表記は全て税込みです。

1. 加入契約金

22,000 円
<ul style="list-style-type: none"> ・加入者が同一家屋内において、当社が貸与する機器を増設する場合、2 台目以降の加入契約金は無料です。 ・加入促進の為割引することがあります。

2. 月額利用料

(1) 基本利用料金(ベーシックチャンネル)

サービスの種類	STB1 台目	STB2 台目以降
音楽・アニメコース	2,750 円	2,750 円
ドラマコース	2,750 円	2,750 円
映画・ドキュメンタリーコース	2,750 円	2,750 円

(2) オプションチャンネル

	サービスの種類	STB1 台につき
1	衛星劇場	1,980 円
2	東映チャンネル	1,650 円
3	グリーンチャンネル HD+グリーンチャンネル 2HD	1,320 円
4	レジャーチャンネル	990 円
5	フジテレビ NEXT	1,320 円
6	レインボーチャンネル	2,530 円
7	パラダイステレビ	2,200 円
8	パラダイステレビ+レインボーチャンネル	2,959 円
9	SPEED チャンネル	990 円
10	Jsports4	1,430 円
11	テレ朝チャンネル 1 ドラマ・バラエティ・アニメ	660 円
12	V パラダイス	770 円
13	KNTV HD	2,750 円
14	Mnet HD	2,530 円

3. 手続き等に関する料金

解約手数料(STB1 台につき)	3,300 円
B-CAS カード再発行手数料(1 枚につき)※1	2,160 円
C-CAS カード再発行手数料(1 枚につき)※2	5,500 円

※1 第9条に定める内容に基づく再発行の場合は不要とします。

※2 第20条第2項に定める内容に基づく再発行の場合は不要とします。

4. 工事費

機器の設置工事	実費
休止に伴う工事	実費
サービス再開に伴う工事	実費
解約の撤去工事	解約手数料に含まれます

5. その他

貸与機器紛失・破損時の損害金(STB1 台につき)	30,000 円
休止期間中の機器の貸与(月額)(STB1 台につき)	550 円

■付則

- (1) 加入者は、最低視聴年齢を定めて提供されるチャンネルサービス(以下「最低視聴年齢制限サービス」といいます)の視聴を申込する場合においては、20 歳以上である加入者が当社の定める視聴申込書類を当社に提出しなければ当該視聴契約は成立しません。
- ① 加入者は、最低視聴年齢制限サービスを視聴する場合においては、加入者の同一世帯における最低視聴年齢に満たない者の年齢および暗証番号を事前にSTBに登録し、視聴するごとに事前に登録した暗証番号を入力しなければなりません。
- ② 加入者は、暗証番号を最低視聴年齢に満たない者に知られないように、厳格に管理しなければなりません。なお、最低視聴年齢に満たない者が前項に規定する本サービスを利用したことに起因する不利益については、当社は、一切の責任を負わないものとします。
- (2) 加入者がSTBに USB ハードディスクを接続している場合、加入契約の解約時や故障時でのSTB交換時、予め録画された番組データおよび個人情報が視聴、閲覧できなくなる場合があることを、加入者は了解するものとします。

プラスチャンネル by CNCI 契約約款

第1章 総則

(約款の適用)

第1条 ひまわりネットワーク株式会社以下(「当社」といいます)は、別表に定める協定事業者と提携し、放送法の規定に従い、このプラスチャンネル by CNCI 契約約款(以下「本約款」といいます)を定め、これに基づき放送サービスを提供します。

(約款の変更)

第2条 当社は、本約款を変更する事があります。この場合には、料金その他の提供条件は、変更後のプラスチャンネル by CNCI 契約約款によります。

(用語の定義)

第3条 この約款において、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

用語	用語の意味
放送サービス	放送法に定める一般放送施設を利用して映像、音響及び符号等を送信すること
加入契約	当社から放送サービスを受ける為の契約
加入申込	加入契約の申込
加入申込者	加入申込をした者
加入者	当社と加入契約を締結した者
代理店	当社と代理店契約を締結し加入契約の取次、機器の設置工事及び保守を行う者
STB	放送サービスを受信するために加入者に貸与される受信機 セットトップボックスの略
C-CAS カード	STBに挿入されることにより視聴を制御する、ICを組み込んだカード
B-CAS カード	株式会社ビーエス・コンディショナルアクセスシステムズ(以下「B-CAS」といいます)にて管理される、STBに挿入されることにより視聴を制御する、ICを組み込んだカード

第2章 加入者契約

(契約の単位)

第4条 加入契約は、世帯ごとに締結するものとします。

- 2 加入契約は、当社の提供するサービスを、加入者又は加入者と同一の世帯の者が視聴する事を目的として締結されます。
- 3 前項の規定する世帯とは、住居若しくは生計を共にする者の集まり又は独立して住居若しくは生計を維持する単身者としてします。

(加入契約の成立)

第5条 加入契約は、加入申込者が所定の加入申込書を提出し、当社が審査し承諾した時に成立するものとします。

- 2 加入契約は、別表に定める協定事業者のいずれかと加入契約を締結していなければなりません。
- 3 当社は、次の場合には加入契約を承諾しないことがあります。

- (1) 宅内設備の設置及び保持することが著しく困難な場合。
 - (2) 宅内設備の設置及び保持することが著しく高額となる場合。
 - (3) 加入申込者がサービスの料金又は工事費、登録料の支払いを怠る恐れがある場合。
 - (4) 加入申込者が、暴力団、暴力団関連企業、総会屋、社会運動標ぼうゴロ、政治運動標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団、その他反社会的勢力(以下、「反社会的勢力」という)に属すると判明した場合。
 - (5) 当社は、本サービスを、個人に限り提供するものとし、法人、その他これに準じる団体への提供は行わないものとします。
 - (6) その他放送サービスに関する当社の業務の遂行に著しい支障がある場合。
- 4 本条第 1 項の規定に係わらず、ウェブサイトによる加入契約の申込の場合は、加入申込者は当社が別に定める手続きに従って加入申込をするものとします。

(加入申込書記載事項の変更)

第 7 条 加入者は、その氏名、住所の表示変更等加入申込書記載事項に変更のある場合、速やかに当社に届け出るものとします。

加入者は、前項の場合、別途当社の定める規定により変更に要する費用をお支払いいただきます。

(B-CAS カードの取扱いについて)

第 8 条 B-CAS カードに関する取扱いについては、B-CAS の「CATV 専用 B-CAS カード使用許諾契約約款」に定めるところによります。なお、本約款への同意は、「CATV 専用 B-CAS カード使用許諾契約約款」に同意したものとみなします。

(B-CAS カードの不備)

第 9 条 B-CAS により加入者に貸与された B-CAS カードの機能不全により視聴障害が発生した場合は、B-CAS が定めた「CATV 専用 B-CAS カード使用許諾契約約款」に基づき、B-CAS の責任において正常なカードとお取替えがなれます。

第 3 章 サービスの内容

(提供するサービス)

第 10 条 当社は、定められた業務区域において以下のサービスを提供します。

(10) 自主放送

基本利用料金の範囲内で別表に定められた利用料金の支払により視聴可能となる放送サービス(以下「ベーシックチャンネル」といいます)と基本利用料金の範囲外で別表に定められた利用料金を別途支払うことにより視聴可能となる放送サービス(以下「オプションチャンネル」といいます)。

(11) BS 放送

BS 放送事業者のうち、当社が定めた放送を同時再放送するサービス。

(12) 上記役務に付帯するサービス

(放送内容の変更等)

第 11 条 当社は、次の場合、放送内容を予告なしに変更する事があります。

- (1) 天災事変その他の非常事態が発生した場合、又は発生する恐れがある場合。
- (2) その他の事情により緊急に変更せざるを得ない場合。

(番組編成の変更)

第 12 条 当社は、次の場合、番組編成を変更する事があります。

- (1) サービス内容の充実を目的としたもの。
- (2) 番組の調達や制作上の事由によるもの。

第 4 章 サービスの休止等

(サービス利用の休止)

第 13 条 加入者は、1 ヶ月以上の増改築、転勤等やむをえない事由が発生した場合、事前に当社に届け出て放送サービスの利用を一定期間休止することが出来ます。ただし、この休止期間は、1 日から末日までの 1 ヶ月を単位とし 1 回につき 12 ヶ月を限度とします。なお、12 ヶ月を越える場合の取扱いについて並びに休止事由については、加入者と当社がその都度協議し当社が認めた場合に限ります。その場合、当社は貸与した機器を休止期間中原則回収するものとします。

- 2 加入者は、休止およびサービスを再開する場合は、別に定める工事費をお支払いいただきます。

(サービスの中断)

第 14 条 当社は、次の場合にはサービスの提供を中断することがあります。

- (1) 保守上又は工事上やむをえない場合
- (2) 天災事変等の非常事態又は緊急事態等やむをえない事由が発生した場合。
- 2 当社は、放送サービスの提供を中断するときには、あらかじめそのことを加入者に通知します。ただし、非常事態又は緊急事態等やむをえない場合にはこの限りではありません。

(サービスの停止)

第 15 条 当社は、加入者が次の各号のいずれかに該当する場合、当社の定める期間サービスを停止することがあります。ただし、第 1 号に該当する場合の停止期間は、料金その他の債務をお支払いいただくまでとします。

- (1) 加入契約料金、利用料金、工事費、登録料、延滞金、その他この約款の規定によりお支払いいただくことになった債務(以下「債務」といいます)について支払期日を経過してもなお、お支払いいただけない場合若しくはお支払いを怠る恐れがある場合。
- (2) 第 32 条(放送サービスの上映及び頒布の禁止)の規定に違反した場合。
- 2 当社は、前項の場合、加入者に催告無しにサービスの停止をすることができるものとします。

(サービスの廃止)

第 16 条 当社は、業務上の都合により本約款第 10 条に定めるサービスを廃止することができるものとします。この場合、本サービスを廃止する日をもって加入契約は廃止するものとし、この日を本サービスの利用終了日と定めるものとします。

- 2 当社は、前項の場合には、加入者に対し本サービスを廃止する日の 3 ヶ月前までに当社の定める方法によりその旨を告知するものとします。
- 3 当社は、都合により別途料金表に定めるサービスの品目(以下、当該サービス品目)を任意の月の末日付で廃止する場合があります。この場合、廃止する日をもって、他の代替サービス品目への変更、または加入契約を解除するものとします。
- 4 当社は、前項の場合には、当該サービス品目を利用する加入者に対し当該サービス品目を廃止する日の 3 ヶ月前までに当社が定める方法により当該サービス品目を廃止する旨を告知するものとします。

第5章 工事及び保守

(STB)

- 第17条 当社は、加入者に対し、STBを貸与するものとし、その使用料は基本利用料金に含まれるものとし、
- 2 加入者は、使用上の注意事項を遵守して維持管理するものとし、
 - 3 加入者は、加入者の故意又は過失により破損又は紛失した場合、別表に定める損害金を当社に支払うものとし、
 - 4 加入者は、契約の解約又は解除の場合、速やかに当社に返却いただくものとし、
 - 5 加入者は、当社が必要に応じて行う場合がある機器等の交換、バージョンアップ作業の実施に同意し、協力いただくものとし、

(C-CASカード)

- 第18条 当社は、STB1台につき、1枚のC-CASカードを貸与いたします。また、当社は必要に応じて、加入者にC-CASカードの交換及び返却を請求できるものとし、
- 2 C-CASカードの所有権は当社に帰属し、当社の手配による以外のデータ追加、変更、改竄を禁止し、それが行われたことによる当社及び第三者に及ぼされた損害及び利益損失については、加入者が賠償するものとし、
 - 3 加入者が故意又は過失によりC-CASカードを破損又は紛失した場合には、加入者は別表に定める再発行手数料を当社に支払うものとし、

(機器の設置工事)

- 第19条 当社は機器の設置工事を行うものとし、加入者は、機器を自己負担で設置するものとし、
- なお、加入者は別表記載の設置工事費をご負担いただきます。
- 2 設置工事は、原則として申込を取り次いだ代理店または、当社指定の業者で実施していただきます。
 - 3 加入者は、機器の維持管理を行うものとし、

(機器の故障等)

- 第20条 加入者は、サービスが利用できなくなったときには、当社または申込を取り次いだ代理店に点検の請求をしていただきます。
- 2 点検の結果、当社が貸与する機器、C-CASカードに故障がある場合には、当社が当社の負担でその故障機器を修理します。当社が貸与する機器以外の宅内設備及び受像機に故障がある場合には、加入者がその負担で故障設備を修理していただきます。
 - 3 前項第1項から第2項の規定にかかわらず、加入者の故意または過失により、当社が貸与する機器、C-CASカードが滅失、破損した場合には、その設備の復元、修理に要する費用は加入者の負担となります。

(機器の設置場所の変更)

- 第21条 加入者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、事前に当社に届け出て当社が貸与する機器の設置場所を変更する事が出来ます。但し、第5条第1号及び第2号に該当する場合にはこの限りではありません。
- (1) 同一家屋内において当社が貸与する機器の設置場所変更の場合。
 - (2) 新築等当社の業務区域内における住居の変更等により、設置場所を変更する場合。

(設置場所の無償使用等)

第 22 条 当社は、機器の設置に関し、加入者の承諾の上必要最小限において無償で使用出来るものとします。なお、機器の使用に係る電気は加入者が用意するものとし、その電気料金及び消耗品は加入者が負担するものとします。

- 2 加入者は、当社及び当社の指定する者が、機器の設置、検査、修理、撤去及び復旧等を行う為に、加入者が所有又は占有する敷地、家屋の出入りについて協力を求めた場合、これに便宜を供するものとします。
- 3 加入者は、前 1 項及び 2 項に関して家主、その他の利害関係者があるときは、その責任であらかじめ必要な承諾を得ておくものとします。

第 6 章 料金等

(加入契約料金)

第 23 条 加入者は、加入契約 1 件あたり別表記載の加入契約料金をお支払いいただきます。

- 2 当社は、加入促進を行うため、別表の加入契約料金を割引くことがあります。

(手続きに関する手数料)

第 24 条 加入者は、本サービスに係る手続きを要する請求をし、その承諾を受けたときは、別表に定められた手続きに関する費用を支払うものとします。

(利用料金)

第 25 条 加入者は、本サービスの利用に際し、別表に定められた利用料金を支払うものとします。

- 2 当社は、別表の利用料金をその後の社会情勢の変化あるいは提供するサービス内容拡充等により、改定することがあります。その場合、事前に加入者にお知らせします。

(利用料金の減免)

第 26 条 当社が第 20 条 2 項の事由により第 10 条第 1 号に定めるサービスを 1 日から末日までの 1 ヶ月の中で当社がこのことを知ったときから起算して継続して 10 日以上行わなかった場合には、その月の利用料金は無料とします。

- 2 第 13 条に基づき、サービスの休止をした場合、基本利用料金については、休止した日の属する月の翌月から再開した日の属する月の前月までの期間、オプションチャンネル利用料金については休止した日の属する月の翌月から再開した日の属する月の前月まで無料とします。

(利用料金の計算)

第 27 条 基本利用料金は、放送サービスを受け始めた日から支払うものとし、1 日から末日までの 1 ヶ月を単位として計算し、利用期間により 1 ヶ月に満たない場合には、日割計算によりお支払いいただきます。

- 2 オプションチャンネル利用料金は、1 日から末日までの 1 ヶ月を単位として計算し、利用期間が 1 ヶ月に満たない場合であっても、1 ヶ月分をお支払いいただきます。

(利用料金等の支払い)

第 28 条 加入者は、加入契約締結時に加入契約金をお支払いいただき、利用料金(オプションチャンネル利用料を含む)については、当月分を翌々月にお支払いいただきます。

- 2 加入者は、加入契約金、工事費、第 29 条に定める延滞金その他の債務が発生した場合これを前項の利用料金に合算してお支払いいただきます。

(延滞金)

第 29 条 加入者は、加入契約金、利用料金、工事費、手続きに関する手数料、登録料その他の債務を延滞した場合、支払い期日の翌月から支払いの日までの期間に応じて、年利 14.5%の延滞金を当社に支払うものとします。

(債権の譲渡等)

第 30 条 加入者は、本約款およびみるプラス約款の規定により支払いを要することとなった料金その他の債務に係る債権を別表に定める協定事業者に譲渡することを承認していただきます。この場合において、当社及び別表に定める協定事業者は、加入者への個別の通知又は譲渡承認の請求を省略するものとします。

第 7 章 権利の譲渡及び地位の継承

(権利の譲渡)

第 31 条 当社は、加入者の加入契約上の権利譲渡を禁止します。但し、加入者が正当な事由をもってあらかじめ当社に届け出、当社がこれを認めた場合にはこの限りではありません。

2 前項により、権利の譲渡があった場合、譲受人(新加入者)は、譲渡人(旧加入者)の総ての義務を承継するものとします。

(地位の継承)

第 32 条 相続により加入者の地位の継承があった場合には、相続人は、これを証明する書類を添えて速やかに当社に届け出ていただきます。

2 前項の場合、相続人が 2 人以上あるときは、その内の一人を当社に対する代表者として届け出ていただきます。

3 権利の譲渡及び地位の継承に伴い、当社が貸与する機器の設置場所の変更を伴う場合、第 21 条を準用します。

第 8 章 雑則

(放送サービスの上映及び頒布の禁止)

第 33 条 当社は、加入契約の有効期間中はもとよりその終了後であっても、又、対価の有無にかかわらず、加入者が当社の放送サービスを公に上映すること、又はその複製物等を頒布することを禁止します。

(不正利用の禁止)

第 34 条 加入者は、当社が貸与する機器に接続しサービスの提供を受けることのできる受像機は貸与する機器台数までとします。

(1) 加入者は、当社が承諾した設置場所以外の場所で当社が貸与する機器を接続してサービスの提供を受けることはできません。

(2) 当社は、加入者が本条に違反した場合、違反した台数に応じた利用料金相当額を請求できるものとします。

(禁止事項)

第 35 条 当社から貸与されている機器を加入者が他人に貸与、質入れ、譲渡することを禁止します。

2 当社は、加入者が直接又は間接を問わず、当社が貸与する機器の本体及びコンピュータプログラムにつき、複製、改造、変造、解析などを行うことを禁止します。

- 3 当社は、加入者が第 1 項又は第 2 項に違反したと認めた場合、本契約を解除し当社が貸与する機器の返還請求が出来るものとします。この場合、加入者は当社からの返還請求日より起算し、10 日以内に返却する義務を負います。尚、当社は不正受信者に損害賠償の請求が出来るものとします。又、期間を経過して当社が貸与する機器の返却がない場合は、これらの代金相当額を請求出来るものとします。

(損害賠償)

- 第 36 条 当社及び加入者は、その責に帰すべき事由により相手方に損害を与えた場合には、第三者を含む損害または損失に対して、賠償するものとします。
- 2 前項にかかわらず当社は、番組内容の変更等、放送サービスの休止、停止、中断等により加入者に損害が生じた場合であっても、その責任を負わないものとします。また、天災による機器に起因する事故の場合も同様とします。

(解約)

- 第 37 条 加入者は、加入契約を解約しようとする場合、解約を希望する日の 14 日以前に当社に届け出るものとします。

(解除)

- 第 38 条 当社は、第 15 条の規定により放送サービスの提供を停止された加入契約について、加入者が尚その事実を解消しない場合、その他本契約約款に違反したと認められる場合には、加入者に通知催告なしに加入契約を解除することができるものとします。
- 2 加入者は前項により、加入解除となった場合、当社が貸与する機器の撤去に同意するものと且つ当社が撤去のため敷地内へ立入ることを承諾するものとします。
 - 3 当社は、当社または加入者の責めに帰すべからざる事由により、本サービスの提供にかかる当社施設の変更を余儀なくされ、かつ代替構築が困難で本サービスを提供できなくなる場合、加入契約を解除することがあります。この場合には、当社は、そのことを事前に加入者に通知するものとします。

(契約終了時の措置)

- 第 39 条 当社は、解約又は解除により加入契約が終了する場合、当社が貸与する機器を撤去するものとし、撤去に伴い、加入者が所有又は占有する家屋などの復旧を要する場合、その費用は加入者が負担するものとします。また、当社が貸与した機器の撤去に要する別途当社が定める費用は、加入者の負担となります。

(加入契約金等の返還)

- 第 40 条 当社は、解約又は解除により加入契約が終了する場合は、原則として加入契約料金は返還しないものとします。

(個人情報)

- 第 41 条 当社は、加入者の個人情報(以下「個人情報」といいます。)を個人情報の保護に関する法律及び当社の「個人情報保護に関する基本方針」に基づき、適切に取り扱うものとします。
- 2 当社は、個人情報を以下の利用目的の範囲内で取り扱います。
 - (1) サービスを提供すること(契約管理、料金課金、保守、サポート対応等を含みます。)
 - (2) サービスレベルの維持向上を図るため、アンケート調査および分析を行うこと。
 - (3) 個々の加入者に有益と思われる当社のサービスまたは当社の業務提携先の商品、サービス等の情報を、郵便、電子メール等により送付し、または電話すること。なお加入者は当社が別途定める方法で届出ることによりこの取り扱いを中止させたり、再

- 開させたりすることができます。
- (4) 加入者から個人情報の取り扱いに関する同意を求めるために、電子メール、郵便等を送付し、または電話すること。
 - (5) サービス開発のため、開発試験募集の案内を郵便、電子メール等により送付し、または電話すること。
 - (6) 加入者の解約日より一定期間、前5号に定める利用目的の範囲内において個人情報を取り扱うこと。
 - (7) サービスの視聴状態に関する各種統計処理
 - (8) その他加入者から得た同意の範囲内で利用すること。
- 3 当社は、前項の利用目的の実施に必要な範囲で個人情報を業務委託先に預託することができるものとします。
 - 4 当社は、個人情報の提供先とその利用目的を通知し承諾を得ることを行わない限り、第三者に個人情報を開示提供しないものとします。
 - 5 前項にかかわらず、個人情報の保護に関する法律 第 23 条(第三者提供の制限)に該当する場合、当社は、必要な範囲で警察機関等第三者に個人情報を開示することがあります。
 - 6 当社は、加入者の個人情報の属性の集計、分析を行い、個人が識別・特定できないように加工したもの(以下「統計資料」といいます。)を作成し、新規のサービスの開発等、業務の遂行のために利用、処理することがあります。また、統計資料を業務提携先等に提供することがあります。
 - 7 当社は、加入者から当社が保有する個人情報の開示を請求された場合は、別表に定められた個人情報開示手数料を徴収できるものとします。

(個人情報の匿名化)

第 42 条 当社は、前条の規定に基づき収集した個人情報の匿名化を行って、個人識別性を完全に喪失させ、前条に規定する目的外に利用することがあります。

(協議事項)

第 43 条 本約款に定めのない事項又は本約款の解釈に疑義が生じた場合には、当社と加入者は誠意をもって協議の上その解決にあたるものとします。

(実施期日)

平成27年11月1日

この約款は平成27年11月1日より実施します。

平成28年4月1日

この約款は平成28年4月1日より実施します。

令和元年10月1日

この約款は令和元年10月1日より実施します。

令和3年4月1日

この約款は令和3年4月1日より実施します。

別表

■協定事業者

協定事業者名	協定事業者との締結が必要なサービス	協定事業者における本約款の提供サービス名
中部テレコミュニケーション株式会社	光テレビ伝送サービス	コミュファ光テレビ プラスチャンネル by CNCI

■料金表 ※下記金額の表記は全て税込みです。

1. 加入契約金

22,000 円
<ul style="list-style-type: none"> ・加入者が同一家屋内において、当社が貸与する機器を増設する場合、2 台目以降の加入契約金は無料です。 ・加入促進の為割引することがあります。

2. 月額利用料

(1) 基本利用料金(ベーシックチャンネル)

サービスの種類	STB1 台目	STB2 台目以降
音楽・アニメコース	2,750 円	2,750 円
ドラマコース	2,750 円	2,750 円
映画・ドキュメンタリーコース	2,750 円	2,750 円

(2) オプションチャンネル

	サービスの種類	STB1 台につき
1	衛星劇場	1,980 円
2	東映チャンネル	1,650 円
3	グリーンチャンネル HD+グリーンチャンネル 2HD	1,320 円
4	レジャーチャンネル	990 円
5	フジテレビ NEXT	1,320 円
6	レインボーチャンネル	2,530 円
7	パラダイステレビ	2,200 円
8	パラダイステレビ+レインボーチャンネル	2,959 円
9	SPEED チャンネル	990 円
10	Jsports4	1,430 円
11	テレ朝チャンネル 1 ドラマ・バラエティ・アニメ	660 円
12	V パラダイス	770 円
13	KNTV HD	2,750 円
14	Mnet HD	2,530 円

3. 手続き等に関する料金

解約手数料(STB1 台につき)	3,300 円
B-CAS カード再発行手数料(1 枚につき)※1	2,160 円
C-CAS カード再発行手数料(1 枚につき)※2	5,500 円

※1 第 9 条に定める内容に基づく再発行の場合は不要とします。

※2 第 20 条第 2 項に定める内容に基づく再発行の場合は不要とします。

4. 工事費

機器の設置工事	実費
休止に伴う工事	実費
サービス再開に伴う工事	実費
解約の撤去工事	解約手数料に含まれます

5. その他

貸与機器紛失・破損時の損害金(STB1 台につき)	30,000 円
休止期間中の機器の貸与(月額)(STB1 台につき)	550 円

■付則

- (1) 加入者は、最低視聴年齢を定めて提供されるチャンネルサービス(以下「最低視聴年齢制限サービス」といいます)の視聴を申込する場合においては、20 歳以上である加入者が当社の定める視聴申込書類を当社に提出しなければ当該視聴契約は成立しません。
- ① 加入者は、最低視聴年齢制限サービスを視聴する場合においては、加入者の同一世帯における最低視聴年齢に満たない者の年齢および暗証番号を事前にSTBに登録し、視聴するごとに事前に登録した暗証番号を入力しなければなりません。
- ② 加入者は、暗証番号を最低視聴年齢に満たない者に知られないように、厳格に管理しなければなりません。なお、最低視聴年齢に満たない者が前項に規定する本サービスを利用したことに起因する不利益については、当社は、一切の責任を負わないものとします。
- (2) 加入者がSTBに USB ハードディスクを接続している場合、加入契約の解約時や故障時でのSTB交換時、予め録画された番組データおよび個人情報が視聴、閲覧できなくなる場合があることを、加入者は了解するものとします。

プラスチャンネル by CNCI 契約約款

第1章 総則

(約款の適用)

第1条 株式会社ケーブルテレビ可児(以下「当社」といいます)は、別表に定める協定事業者と提携し、放送法の規定に従い、このプラスチャンネル by CNCI 契約約款(以下「本約款」といいます)を定め、これに基づき放送サービスを提供します。

(約款の変更)

第2条 当社は、本約款を変更する事があります。この場合には、料金その他の提供条件は、変更後のプラスチャンネル by CNCI 契約約款によります。

(用語の定義)

第3条 この約款において、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

用語	用語の意味
放送サービス	放送法に定める一般放送施設を利用して映像、音響及び符号等を送信すること
加入契約	当社から放送サービスを受ける為の契約
加入申込	加入契約の申込
加入申込者	加入申込をした者
加入者	当社と加入契約を締結した者
代理店	当社と代理店契約を締結し加入契約の取次、機器の設置工事及び保守を行う者
STB	放送サービスを受信するために加入者に貸与される受信機 セットトップボックスの略
C-CAS カード	STBに挿入されることにより視聴を制御する、ICを組み込んだカード
B-CAS カード	株式会社ビーエス・コンディショナルアクセスシステムズ(以下「B-CAS」といいます)にて管理される、STBに挿入されることにより視聴を制御する、ICを組み込んだカード

第2章 加入者契約

(契約の単位)

第4条 加入契約は、世帯ごとに締結するものとします。

- 2 加入契約は、当社の提供するサービスを、加入者又は加入者と同一の世帯の者が視聴する事を目的として締結されます。
- 3 前項の規定する世帯とは、住居若しくは生計を共にする者の集まり又は独立して住居若しくは生計を維持する単身者としてします。

(加入契約の成立)

第5条 加入契約は、加入申込者が所定の加入申込書を提出し、当社が審査し承諾した時に成立するものとします。

- 2 加入契約は、別表に定める協定事業者のいずれかと加入契約を締結していなければなりません。
- 3 当社は、次の場合には加入契約を承諾しないことがあります。

- (1) 宅内設備の設置及び保持することが著しく困難な場合。
 - (2) 宅内設備の設置及び保持することが著しく高額となる場合。
 - (3) 加入申込者がサービスの料金又は工事費、登録料の支払いを怠る恐れがある場合。
 - (4) 加入申込者が、暴力団、暴力団関連企業、総会屋、社会運動標ぼうゴロ、政治運動標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団、その他反社会的勢力(以下、「反社会的勢力」という)に属すると判明した場合。
 - (5) 当社は、本サービスを、個人に限り提供するものとし、法人、その他これに準じる団体への提供は行わないものとします。
 - (6) その他放送サービスに関する当社の業務の遂行に著しい支障がある場合。
- 4 本条第 1 項の規定に係わらず、ウェブサイトによる加入契約の申込の場合は、加入申込者は当社が別に定める手続きに従って加入申込をするものとします。

(加入申込書記載事項の変更)

第 7 条 加入者は、その氏名、住所の表示変更等加入申込書記載事項に変更のある場合、速やかに当社に届け出るものとします。

加入者は、前項の場合、別途当社の定める規定により変更に要する費用をお支払いいただきます。

(B-CAS カードの取扱いについて)

第 8 条 B-CAS カードに関する取扱いについては、B-CAS の「CATV 専用 B-CAS カード使用許諾契約約款」に定めるところによります。なお、本約款への同意は、「CATV 専用 B-CAS カード使用許諾契約約款」に同意したものとみなします。

(B-CASカードの不備)

第 9 条 B-CAS により加入者に貸与された B-CAS カードの機能不全により視聴障害が発生した場合は、B-CAS が定めた「CATV 専用 B-CAS カード使用許諾契約約款」に基づき、B-CAS の責任において正常なカードとお取替えがなれます。

第 3 章 サービスの内容

(提供するサービス)

第 10 条 当社は、定められた業務区域において以下のサービスを提供します。

(13) 自主放送

基本利用料金の範囲内で別表に定められた利用料金の支払により視聴可能となる放送サービス(以下「ベーシックチャンネル」といいます)と基本利用料金の範囲外で別表に定められた利用料金を別途支払うことにより視聴可能となる放送サービス(以下「オプションチャンネル」といいます)。

(14) BS 放送

BS 放送事業者のうち、当社が定めた放送を同時再放送するサービス。

(15) 上記役務に付帯するサービス

(放送内容の変更等)

第 11 条 当社は、次の場合、放送内容を予告なしに変更する事があります。

- (1) 天災事変その他の非常事態が発生した場合、又は発生する恐れがある場合。
- (2) その他の事情により緊急に変更せざるを得ない場合。

(番組編成の変更)

第 12 条 当社は、次の場合、番組編成を変更する事があります。

- (1) サービス内容の充実を目的としたもの。
- (2) 番組の調達や制作上の事由によるもの。

第 4 章 サービスの休止等

(サービス利用の休止)

第 13 条 加入者は、1 ヶ月以上の増改築、転勤等やむをえない事由が発生した場合、事前に当社に届け出て放送サービスの利用を一定期間休止することができます。ただし、この休止期間は、1 日から末日までの 1 ヶ月を単位とし 1 回につき 12 ヶ月を限度とします。なお、12 ヶ月を越える場合の取扱いについて並びに休止事由については、加入者と当社がその都度協議し当社が認めた場合に限ります。その場合、当社は貸与した機器を休止期間中原則回収するものとします。

- 2 加入者は、休止およびサービスを再開する場合は、別に定める工事費をお支払いいただきます。

(サービスの中断)

第 14 条 当社は、次の場合にはサービスの提供を中断することがあります。

- (1) 保守上又は工事上やむをえない場合
- (2) 天災事変等の非常事態又は緊急事態等やむをえない事由が発生した場合。
- 2 当社は、放送サービスの提供を中断するときには、あらかじめそのことを加入者に通知します。ただし、非常事態又は緊急事態等やむをえない場合にはこの限りではありません。

(サービスの停止)

第 15 条 当社は、加入者が次の各号のいずれかに該当する場合、当社の定める期間サービスを停止することがあります。ただし、第 1 号に該当する場合の停止期間は、料金その他の債務をお支払いいただくまでとします。

- (1) 加入契約料金、利用料金、工事費、登録料、延滞金、その他この約款の規定によりお支払いいただくことになった債務(以下「債務」といいます)について支払期日を経過してもなお、お支払いいただけない場合若しくはお支払いを怠る恐れがある場合。
- (2) 第 32 条(放送サービスの上映及び頒布の禁止)の規定に違反した場合。
- 2 当社は、前項の場合、加入者に催告無しにサービスの停止をすることができるものとします。

(サービスの廃止)

第 16 条 当社は、業務上の都合により本約款第 10 条に定めるサービスを廃止することができるものとします。この場合、本サービスを廃止する日をもって加入契約は廃止するものとし、この日を本サービスの利用終了日と定めるものとします。

- 2 当社は、前項の場合には、加入者に対し本サービスを廃止する日の 3 ヶ月前までに当社の定める方法によりその旨を告知するものとします。
- 3 当社は、都合により別途料金表に定めるサービスの品目(以下、当該サービス品目)を任意の月の末日付で廃止する場合があります。この場合、廃止する日をもって、他の代替サービス品目への変更、または加入契約を解除するものとします。
- 4 当社は、前項の場合には、当該サービス品目を利用する加入者に対し当該サービス品目を廃止する日の 3 ヶ月前までに当社が定める方法により当該サービス品目を廃止する

旨を告知するものとします。

第5章 工事及び保守

(STB)

- 第17条 当社は、加入者に対し、STBを貸与するものとし、その使用料は基本利用料金に含まれるものとします。
- 2 加入者は、使用上の注意事項を遵守して維持管理するものとします。
 - 3 加入者は、加入者の故意又は過失により破損又は紛失した場合、別表に定める損害金を当社に支払うものとします。
 - 4 加入者は、契約の解約又は解除の場合、速やかに当社に返却いただくものとします。
 - 5 加入者は、当社が必要に応じて行う場合がある機器等の交換、バージョンアップ作業の実施に同意し、協力いただくものとします。

(C-CASカード)

- 第18条 当社は、STB1台につき、1枚のC-CASカードを貸与いたします。また、当社は必要に応じて、加入者にC-CASカードの交換及び返却を請求できるものとします。
- 2 C-CASカードの所有権は当社に帰属し、当社の手配による以外のデータ追加、変更、改竄を禁止し、それが行われたことによる当社及び第三者に及ぼされた損害及び利益損失については、加入者が賠償するものとします。
 - 3 加入者が故意又は過失によりC-CASカードを破損又は紛失した場合には、加入者は別表に定める再発行手数料を当社に支払うものとします。

(機器の設置工事)

- 第19条 当社は機器の設置工事を行うものとし、加入者は、機器を自己負担で設置するものとします。なお、加入者は別表記載の設置工事費をご負担いただきます。
- 2 設置工事は、原則として申込を取り次いだ代理店または、当社指定の業者で実施していただきます。
 - 3 加入者は、機器の維持管理を行うものとします。

(機器の故障等)

- 第20条 加入者は、サービスが利用できなくなったときには、当社または申込を取り次いだ代理店に点検の請求をしていただきます。
- 2 点検の結果、当社が貸与する機器、C-CASカードに故障がある場合には、当社が当社の負担でその故障機器を修理します。当社が貸与する機器以外の宅内設備及び受像機に故障がある場合には、加入者がその負担で故障設備を修理していただきます。
 - 3 前項第1項から第2項の規定にかかわらず、加入者の故意または過失により、当社が貸与する機器、C-CASカードが滅失、破損した場合には、その設備の復元、修理に要する費用は加入者の負担となります。

(機器の設置場所の変更)

- 第21条 加入者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、事前に当社に届け出て当社が貸与する機器の設置場所を変更する事が出来ます。但し、第5条第1号及び第2号に該当する場合にはこの限りではありません。
- (1) 同一家屋内において当社が貸与する機器の設置場所変更の場合。
 - (2) 新築等当社の業務区域内における住居の変更等により、設置場所を変更する場合。

(設置場所の無償使用等)

- 第 22 条 当社は、機器の設置に関し、加入者の承諾の上必要最小限において無償で使用出来るものとし、なお、機器の使用に係る電気は加入者が用意するものとし、その電気料金及び消耗品は加入者が負担するものとし、
- 2 加入者は、当社及び当社の指定する者が、機器の設置、検査、修理、撤去及び復旧等を行う為に、加入者が所有又は占有する敷地、家屋の出入りについて協力を求めた場合、これに便宜を供するものとし、
 - 3 加入者は、前 1 項及び 2 項に関して家主、その他の利害関係者があるときは、その責任であらかじめ必要な承諾を得ておくものとし、

第 6 章 料金等

(加入契約料金)

- 第 23 条 加入者は、加入契約 1 件あたり別表記載の加入契約料金をお支払いいただきます。
- 2 当社は、加入促進を行うため、別表の加入契約料金を割引くことがあります。

(手続きに関する手数料)

- 第 24 条 加入者は、本サービスに係る手続きを要する請求をし、その承諾を受けたときは、別表に定められた手続きに関する費用を支払うものとし、

(利用料金)

- 第 25 条 加入者は、本サービスの利用に際し、別表に定められた利用料金を支払うものとし、
- 2 当社は、別表の利用料金をその後の社会情勢の変化あるいは提供するサービス内容拡充等により、改定することがあります。その場合、事前に加入者にお知らせします。

(利用料金の減免)

- 第 26 条 当社が第 20 条 2 項の事由により第 10 条第 1 号に定めるサービスを 1 日から末日までの 1 ヶ月の中で当社がこのことを知ったときから起算して継続して 10 日以上行わなかった場合には、その月の利用料金は無料とします。
- 2 第 13 条に基づき、サービスの休止をした場合、基本利用料金については、休止した日の属する月の翌月から再開した日の属する月の前月までの期間、オプションチャンネル利用料金については休止した日の属する月の翌月から再開した日の属する月の前月まで無料とします。

(利用料金の計算)

- 第 27 条 基本利用料金は、放送サービスを受け始めた日から支払うものとし、1 日から末日までの 1 ヶ月を単位として計算し、利用期間により 1 ヶ月に満たない場合には、日割計算によりお支払いいただきます。
- 2 オプションチャンネル利用料金は、1 日から末日までの 1 ヶ月を単位として計算し、利用期間が 1 ヶ月に満たない場合であっても、1 ヶ月分をお支払いいただきます。

(利用料金等の支払い)

- 第 28 条 加入者は、加入契約締結時に加入契約金をお支払いいただき、利用料金(オプションチャンネル利用料を含む)については、当月分を翌々月にお支払いいただきます。
- 2 加入者は、加入契約金、工事費、第 29 条に定める延滞金その他の債務が発生した場合これを前項の利用料金に合算してお支払いいただきます。

(延滞金)

第 29 条 加入者は、加入契約金、利用料金、工事費、手続きに関する手数料、登録料その他の債務を延滞した場合、支払い期日の翌月から支払いの日までの期間に応じて、年利 14.5%の延滞金を当社に支払うものとします。

(債権の譲渡等)

第 30 条 加入者は、本約款およびみるプラス約款の規定により支払いを要することとなった料金その他の債務に係る債権を別表に定める協定事業者に譲渡することを承認していただきます。この場合において、当社及び別表に定める協定事業者は、加入者への個別の通知又は譲渡承認の請求を省略するものとします。

第 7 章 権利の譲渡及び地位の継承

(権利の譲渡)

第 31 条 当社は、加入者の加入契約上の権利譲渡を禁止します。但し、加入者が正当な事由をもってあらかじめ当社に届け出、当社がこれを認めた場合にはこの限りではありません。

2 前項により、権利の譲渡があった場合、譲受人(新加入者)は、譲渡人(旧加入者)の総ての義務を承継するものとします。

(地位の継承)

第 32 条 相続により加入者の地位の継承があった場合には、相続人は、これを証明する書類を添えて速やかに当社に届け出ていただきます。

2 前項の場合、相続人が 2 人以上あるときは、その内の一人を当社に対する代表者として届け出ていただきます。

3 権利の譲渡及び地位の継承に伴い、当社が貸与する機器の設置場所の変更を伴う場合、第 21 条を準用します。

第 8 章 雑則

(放送サービスの上映及び頒布の禁止)

第 33 条 当社は、加入契約の有効期間中はもとよりその終了後であっても、又、対価の有無にかかわらず、加入者が当社の放送サービスを公に上映すること、又はその複製物等を頒布することを禁止します。

(不正利用の禁止)

第 34 条 加入者は、当社が貸与する機器に接続しサービスの提供を受けることのできる受像機は貸与する機器台数までとします。

(1) 加入者は、当社が承諾した設置場所以外の場所で当社が貸与する機器を接続してサービスの提供を受けることはできません。

(2) 当社は、加入者が本条に違反した場合、違反した台数に応じた利用料金相当額を請求できるものとします。

(禁止事項)

第 35 条 当社から貸与されている機器を加入者が他人に貸与、質入れ、譲渡することを禁止します。

2 当社は、加入者が直接又は間接を問わず、当社が貸与する機器の本体及びコンピュー

タプログラムにつき、複製、改造、変造、解析などを行うことを禁止します。

- 3 当社は、加入者が第 1 項又は第 2 項に違反したと認めた場合、本契約を解除し当社が貸与する機器の返還請求が出来るものとします。この場合、加入者は当社からの返還請求日より起算し、10 日以内に返却する義務を負います。尚、当社は不正受信者に損害賠償の請求が出来るものとします。又、期間を経過して当社が貸与する機器の返却がない場合は、これらの代金相当額を請求出来るものとします。

(損害賠償)

- 第 36 条 当社及び加入者は、その責に帰すべき事由により相手方に損害を与えた場合には、第三者を含む損害または損失に対して、賠償するものとします。
 - 2 前項にかかわらず当社は、番組内容の変更等、放送サービスの休止、停止、中断等により加入者に損害が生じた場合であっても、その責任を負わないものとします。また、天災による機器に起因する事故の場合も同様とします。

(解約)

- 第 37 条 加入者は、加入契約を解約しようとする場合、解約を希望する日の 14 日以前に当社に届け出るものとします。

(解除)

- 第 38 条 当社は、第 15 条の規定により放送サービスの提供を停止された加入契約について、加入者が尚その事実を解消しない場合、その他本契約約款に違反したと認められる場合には、加入者に通知催告なしに加入契約を解除することができるものとします。
 - 2 加入者は前項により、加入解除となった場合、当社が貸与する機器の撤去に同意するものと且つ当社が撤去のため敷地内へ立入ることを承諾するものとします。
 - 3 当社は、当社または加入者の責めに帰すべからざる事由により、本サービスの提供にかかる当社施設の変更を余儀なくされ、かつ代替構築が困難で本サービスを提供できなくなる場合、加入契約を解除することがあります。この場合には、当社は、そのことを事前に加入者に通知するものとします。

(契約終了時の措置)

- 第 39 条 当社は、解約又は解除により加入契約が終了する場合、当社が貸与する機器を撤去するものとし、撤去に伴い、加入者が所有又は占有する家屋などの復旧を要する場合、その費用は加入者が負担するものとします。また、当社が貸与した機器の撤去に要する別途当社が定める費用は、加入者の負担となります。

(加入契約金等の返還)

- 第 40 条 当社は、解約又は解除により加入契約が終了する場合は、原則として加入契約料金は返還しないものとします。

(個人情報)

- 第 41 条 当社は、加入者の個人情報(以下「個人情報」といいます。)を個人情報の保護に関する法律及び当社の「個人情報保護に関する基本方針」に基づき、適切に取り扱うものとします。
 - 2 当社は、個人情報を以下の利用目的の範囲内で取り扱います。
 - (1) サービスを提供すること(契約管理、料金課金、保守、サポート対応等を含みます。)
 - (2) サービスレベルの維持向上を図るため、アンケート調査および分析を行うこと。
 - (3) 個々の加入者に有益と思われる当社のサービスまたは当社の業務提携先の商品、サービス等の情報を、郵便、電子メール等により送付し、または電話すること。なお

- 加入者は当社が別途定める方法で届出ることによりこの取り扱いを中止させたり、再開させたりすることができます。
- (4) 加入者から個人情報の取り扱いに関する同意を求めるために、電子メール、郵便等を送付し、または電話すること。
 - (5) サービス開発のため、開発試験募集の案内を郵便、電子メール等により送付し、または電話すること。
 - (6) 加入者の解約日より一定期間、前5号に定める利用目的の範囲内において個人情報を取り扱うこと。
 - (7) サービスの視聴状態に関する各種統計処理
 - (8) その他加入者から得た同意の範囲内で利用すること。
- 3 当社は、前項の利用目的の実施に必要な範囲で個人情報を業務委託先に預託することができるものとします。
 - 4 当社は、個人情報の提供先とその利用目的を通知し承諾を得ることを行わない限り、第三者に個人情報を開示提供しないものとします。
 - 5 前項にかかわらず、個人情報の保護に関する法律 第 23 条(第三者提供の制限)に該当する場合、当社は、必要な範囲で警察機関等第三者に個人情報を開示することがあります。
 - 6 当社は、加入者の個人情報の属性の集計、分析を行い、個人が識別・特定できないように加工したもの(以下「統計資料」といいます。)を作成し、新規のサービスの開発等、業務の遂行のために利用、処理することがあります。また、統計資料を業務提携先等に提供することがあります。
 - 7 当社は、加入者から当社が保有する個人情報の開示を請求された場合は、別表に定められた個人情報開示手数料を徴収できるものとします。

(個人情報の匿名化)

第 42 条 当社は、前条の規定に基づき収集した個人情報の匿名化を行って、個人識別性を完全に喪失させ、前条に規定する目的外に利用することがあります。

(協議事項)

第 43 条 本約款に定めのない事項又は本約款の解釈に疑義が生じた場合には、当社と加入者は誠意をもって協議の上その解決にあたるものとします。

(実施期日)

平成28年4月1日

この約款は平成28年4月1日より実施します。

令和元年10月1日

この約款は令和元年10月1日より実施します。

令和3年4月1日

この約款は令和3年4月1日より実施します。

別表

■協定事業者

協定事業者名	協定事業者との締結が必要なサービス	協定事業者における本約款の提供サービス名
中部テレコミュニケーション株式会社	光テレビ伝送サービス	コミュファ光テレビ プラスチャンネル by CNCI

■料金表 ※下記金額の表記は全て税込みです。

1. 加入契約金

22,000 円
<ul style="list-style-type: none"> ・加入者が同一家屋内において、当社が貸与する機器を増設する場合、2 台目以降の加入契約金は無料です。 ・加入促進の為割引することがあります。

2. 月額利用料

(1) 基本利用料金(ベーシックチャンネル)

サービスの種類	STB1 台目	STB2 台目以降
音楽・アニメコース	2,750 円	2,750 円
ドラマコース	2,750 円	2,750 円
映画・ドキュメンタリーコース	2,750 円	2,750 円

(2) オプションチャンネル

	サービスの種類	STB1 台につき
1	衛星劇場	1,980 円
2	東映チャンネル	1,650 円
3	グリーンチャンネル HD+グリーンチャンネル 2HD	1,320 円
4	レジャーチャンネル	990 円
5	フジテレビ NEXT	1,320 円
6	レインボーチャンネル	2,530 円
7	パラダイステレビ	2,200 円
8	パラダイステレビ+レインボーチャンネル	2,959 円
9	SPEED チャンネル	990 円
10	Jsports4	1,430 円
11	テレ朝チャンネル 1 ドラマ・バラエティ・アニメ	660 円
12	V パラダイス	770 円
13	KNTV HD	2,750 円
14	Mnet HD	2,530 円

3. 手続き等に関する料金

解約手数料(STB1 台につき)	3,300 円
B-CAS カード再発行手数料(1 枚につき)※1	2,160 円
C-CAS カード再発行手数料(1 枚につき)※2	5,500 円

※1 第 9 条に定める内容に基づく再発行の場合は不要とします。

※2 第 20 条第 2 項に定める内容に基づく再発行の場合は不要とします。

4. 工事費

機器の設置工事	実費
休止に伴う工事	実費
サービス再開に伴う工事	実費
解約の撤去工事	解約手数料に含まれます

5. その他

貸与機器紛失・破損時の損害金(STB1 台につき)	30,000 円
休止期間中の機器の貸与(月額)(STB1 台につき)	550 円

■付則

- (1) 加入者は、最低視聴年齢を定めて提供されるチャンネルサービス(以下「最低視聴年齢制限サービス」といいます)の視聴を申込する場合においては、20 歳以上である加入者が当社の定める視聴申込書類を当社に提出しなければ当該視聴契約は成立しません。
- ① 加入者は、最低視聴年齢制限サービスを視聴する場合においては、加入者の同一世帯における最低視聴年齢に満たない者の年齢および暗証番号を事前にSTBに登録し、視聴するごとに事前に登録した暗証番号を入力しなければなりません。
- ② 加入者は、暗証番号を最低視聴年齢に満たない者に知られないように、厳格に管理しなければなりません。なお、最低視聴年齢に満たない者が前項に規定する本サービスを利用したことに起因する不利益については、当社は、一切の責任を負わないものとします。
- (2) 加入者がSTBに USB ハードディスクを接続している場合、加入契約の解約時や故障時でのSTB交換時、予め録画された番組データおよび個人情報が見えなくなる場合があることを、加入者は了解するものとします。

プラスチャンネル by CNCI 契約約款

第1章 総則

(約款の適用)

第1条 シーシーエヌ株式会社以下(「当社」といいます)は、別表に定める協定事業者と提携し、放送法の規定に従い、このプラスチャンネル by CNCI 契約約款(以下「本約款」といいます)を定め、これに基づき放送サービスを提供します。

(約款の変更)

第2条 当社は、本約款を変更する事があります。この場合には、料金その他の提供条件は、変更後のプラスチャンネル by CNCI 契約約款によります。

(用語の定義)

第3条 この約款において、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

用語	用語の意味
放送サービス	放送法に定める一般放送施設を利用して映像、音響及び符号等を送信すること
加入契約	当社から放送サービスを受ける為の契約
加入申込	加入契約の申込
加入申込者	加入申込をした者
加入者	当社と加入契約を締結した者
代理店	当社と代理店契約を締結し加入契約の取次、機器の設置工事及び保守を行う者
STB	放送サービスを受信するために加入者に貸与される受信機 セットトップボックスの略
C-CAS カード	STBに挿入されることにより視聴を制御する、ICを組み込んだカード
B-CAS カード	株式会社ビーエス・コンディショナルアクセスシステムズ(以下「B-CAS」といいます)にて管理される、STBに挿入されることにより視聴を制御する、ICを組み込んだカード

第2章 加入者契約

(契約の単位)

第4条 加入契約は、世帯ごとに締結するものとします。

- 2 加入契約は、当社の提供するサービスを、加入者又は加入者と同一の世帯の者が視聴する事を目的として締結されます。
- 3 前項の規定する世帯とは、住居若しくは生計を共にする者の集まり又は独立して住居若しくは生計を維持する単身者としてします。

(加入契約の成立)

第5条 加入契約は、加入申込者が所定の加入申込書を提出し、当社が審査し承諾した時に成立するものとします。

- 2 加入契約は、別表に定める協定事業者のいずれかと加入契約を締結していなければなりません。
- 3 当社は、次の場合には加入契約を承諾しないことがあります。

- (1) 宅内設備の設置及び保持することが著しく困難な場合。
 - (2) 宅内設備の設置及び保持することが著しく高額となる場合。
 - (3) 加入申込者がサービスの料金又は工事費、登録料の支払いを怠る恐れがある場合。
 - (4) 加入申込者が、暴力団、暴力団関連企業、総会屋、社会運動標ぼうゴロ、政治運動標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団、その他反社会的勢力(以下、「反社会的勢力」という)に属すると判明した場合。
 - (5) 当社は、本サービスを、個人に限り提供するものとし、法人、その他これに準じる団体への提供は行わないものとします。
 - (6) その他放送サービスに関する当社の業務の遂行に著しい支障がある場合。
- 4 本条第 1 項の規定に係わらず、ウェブサイトによる加入契約の申込の場合は、加入申込者は当社が別に定める手続きに従って加入申込をするものとします。

(加入申込書記載事項の変更)

第 7 条 加入者は、その氏名、住所の表示変更等加入申込書記載事項に変更のある場合、速やかに当社に届け出るものとします。

加入者は、前項の場合、別途当社の定める規定により変更に要する費用をお支払いいただきます。

(B-CAS カードの取扱いについて)

第 8 条 B-CAS カードに関する取扱いについては、B-CAS の「CATV 専用 B-CAS カード使用許諾契約約款」に定めるところによります。なお、本約款への同意は、「CATV 専用 B-CAS カード使用許諾契約約款」に同意したものとみなします。

(B-CASカードの不備)

第 9 条 B-CAS により加入者に貸与された B-CAS カードの機能不全により視聴障害が発生した場合は、B-CAS が定めた「CATV 専用 B-CAS カード使用許諾契約約款」に基づき、B-CAS の責任において正常なカードとお取替えがなれます。

第 3 章 サービスの内容

(提供するサービス)

第 10 条 当社は、定められた業務区域において以下のサービスを提供します。

(16) 自主放送

基本利用料金の範囲内で別表に定められた利用料金の支払により視聴可能となる放送サービス(以下「ベーシックチャンネル」といいます)と基本利用料金の範囲外で別表に定められた利用料金を別途支払うことにより視聴可能となる放送サービス(以下「オプションチャンネル」といいます)。

(17) BS 放送

BS 放送事業者のうち、当社が定めた放送を同時再放送するサービス。

(18) 上記役務に付帯するサービス

(放送内容の変更等)

第 11 条 当社は、次の場合、放送内容を予告なしに変更する事があります。

- (1) 天災事変その他の非常事態が発生した場合、又は発生する恐れがある場合。
- (2) その他の事情により緊急に変更せざるを得ない場合。

(番組編成の変更)

第 12 条 当社は、次の場合、番組編成を変更する事があります。

- (1) サービス内容の充実を目的としたもの。
- (2) 番組の調達や制作上の事由によるもの。

第 4 章 サービスの休止等

(サービス利用の休止)

第 13 条 加入者は、1 ヶ月以上の増改築、転勤等やむをえない事由が発生した場合、事前に当社に届け出て放送サービスの利用を一定期間休止することが出来ます。ただし、この休止期間は、1 日から末日までの 1 ヶ月を単位とし 1 回につき 12 ヶ月を限度とします。なお、12 ヶ月を越える場合の取扱いについて並びに休止事由については、加入者と当社がその都度協議し当社が認めた場合に限り、その場合、当社は貸与した機器を休止期間中原則回収するものとします。

- 2 加入者は、休止およびサービスを再開する場合は、別に定める工事費をお支払いいただきます。

(サービスの中断)

第 14 条 当社は、次の場合にはサービスの提供を中断することがあります。

- (1) 保守上又は工事上やむをえない場合
- (2) 天災事変等の非常事態又は緊急事態等やむをえない事由が発生した場合。
- 2 当社は、放送サービスの提供を中断するときには、あらかじめそのことを加入者に通知します。ただし、非常事態又は緊急事態等やむをえない場合にはこの限りではありません。

(サービスの停止)

第 15 条 当社は、加入者が次の各号のいずれかに該当する場合、当社の定める期間サービスを停止することがあります。ただし、第 1 号に該当する場合の停止期間は、料金その他の債務をお支払いいただくまでとします。

- (1) 加入契約料金、利用料金、工事費、登録料、延滞金、その他この約款の規定によりお支払いいただくことになった債務(以下「債務」といいます)について支払期日を経過してもなお、お支払いいただけない場合若しくはお支払いを怠る恐れがある場合。
- (2) 第 32 条(放送サービスの上映及び頒布の禁止)の規定に違反した場合。
- 2 当社は、前項の場合、加入者に催告無しにサービスの停止をすることができるものとします。

(サービスの廃止)

第 16 条 当社は、業務上の都合により本約款第 10 条に定めるサービスを廃止することができるものとします。この場合、本サービスを廃止する日をもって加入契約は廃止するものとし、この日を本サービスの利用終了日と定めるものとします。

- 2 当社は、前項の場合には、加入者に対し本サービスを廃止する日の 3 ヶ月前までに当社の定める方法によりその旨を告知するものとします。
- 3 当社は、都合により別途料金表に定めるサービスの品目(以下、当該サービス品目)を任意の月の末日付で廃止する場合があります。この場合、廃止する日をもって、他の代替サービス品目への変更、または加入契約を解除するものとします。
- 4 当社は、前項の場合には、当該サービス品目を利用する加入者に対し当該サービス品目を廃止する日の 3 ヶ月前までに当社が定める方法により当該サービス品目を廃止する旨を告知するものとします。

第5章 工事及び保守

(STB)

- 第17条 当社は、加入者に対し、STBを貸与するものとし、その使用料は基本利用料金に含まれるものとし、
- 2 加入者は、使用上の注意事項を遵守して維持管理するものとし、
 - 3 加入者は、加入者の故意又は過失により破損又は紛失した場合、別表に定める損害金を当社に支払うものとし、
 - 4 加入者は、契約の解約又は解除の場合、速やかに当社に返却いただくものとし、
 - 5 加入者は、当社が必要に応じて行う場合がある機器等の交換、バージョンアップ作業の実施に同意し、協力いただくものとし、

(C-CAS カード)

- 第18条 当社は、STB1台につき、1枚のC-CASカードを貸与いたします。また、当社は必要に応じて、加入者にC-CASカードの交換及び返却を請求できるものとし、
- 2 C-CASカードの所有権は当社に帰属し、当社の手配による以外のデータ追加、変更、改竄を禁止し、それが行われたことによる当社及び第三者に及ぼされた損害及び利益損失については、加入者が賠償するものとし、
 - 3 加入者が故意又は過失によりC-CASカードを破損又は紛失した場合には、加入者は別表に定める再発行手数料を当社に支払うものとし、

(機器の設置工事)

- 第19条 当社は機器の設置工事を行うものとし、加入者は、機器を自己負担で設置するものとし、
- なお、加入者は別表記載の設置工事費をご負担いただきます。
- 2 設置工事は、原則として申込を取り次いだ代理店または、当社指定の業者で実施していただきます。
 - 3 加入者は、機器の維持管理を行うものとし、

(機器の故障等)

- 第20条 加入者は、サービスが利用できなくなったときには、当社または申込を取り次いだ代理店に点検の請求をしていただきます。
- 2 点検の結果、当社が貸与する機器、C-CASカードに故障がある場合には、当社が当社の負担でその故障機器を修理します。当社が貸与する機器以外の宅内設備及び受像機に故障がある場合には、加入者がその負担で故障設備を修理していただきます。
 - 3 前項第1項から第2項の規定にかかわらず、加入者の故意または過失により、当社が貸与する機器、C-CASカードが滅失、破損した場合には、その設備の復元、修理に要する費用は加入者の負担となります。

(機器の設置場所の変更)

- 第21条 加入者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、事前に当社に届け出て当社が貸与する機器の設置場所を変更する事が出来ます。但し、第5条第1号及び第2号に該当する場合にはこの限りではありません。
- (1) 同一家屋内において当社が貸与する機器の設置場所変更の場合。
 - (2) 新築等当社の業務区域内における住居の変更等により、設置場所を変更する場合。

(設置場所の無償使用等)

第 22 条 当社は、機器の設置に関し、加入者の承諾の上必要最小限において無償で使用出来るものとし、なお、機器の使用に係る電気は加入者が用意するものとし、その電気料金及び消耗品は加入者が負担するものとし、

- 2 加入者は、当社及び当社の指定する者が、機器の設置、検査、修理、撤去及び復旧等を行う為に、加入者が所有又は占有する敷地、家屋の出入りについて協力を求めた場合、これに便宜を供するものとし、
- 3 加入者は、前 1 項及び 2 項に関して家主、その他の利害関係者があるときは、その責任であらかじめ必要な承諾を得ておくものとし、

第 6 章 料金等

(加入契約料金)

第 23 条 加入者は、加入契約 1 件あたり別表記載の加入契約料金をお支払いいただきます。

- 2 当社は、加入促進を行うため、別表の加入契約料金を割引くことがあります。

(手続きに関する手数料)

第 24 条 加入者は、本サービスに係る手続きを要する請求をし、その承諾を受けたときは、別表に定められた手続きに関する費用を支払うものとし、

(利用料金)

第 25 条 加入者は、本サービスの利用に際し、別表に定められた利用料金を支払うものとし、

- 2 当社は、別表の利用料金をその後の社会情勢の変化あるいは提供するサービス内容拡充等により、改定することがあります。その場合、事前に加入者にお知らせします。

(利用料金の減免)

第 26 条 当社が第 20 条 2 項の事由により第 10 条第 1 号に定めるサービスを 1 日から末日までの 1 ヶ月の中で当社がこのことを知ったときから起算して継続して 10 日以上行わなかった場合には、その月の利用料金は無料とします。

- 2 第 13 条に基づき、サービスの休止をした場合、基本利用料金については、休止した日の属する月の翌月から再開した日の属する月の前月までの期間、オプションチャンネル利用料金については休止した日の属する月の翌月から再開した日の属する月の前月まで無料とします。

(利用料金の計算)

第 27 条 基本利用料金は、放送サービスを受け始めた日から支払うものとし、1 日から末日までの 1 ヶ月を単位として計算し、利用期間により 1 ヶ月に満たない場合には、日割計算によりお支払いいただきます。

- 2 オプションチャンネル利用料金は、1 日から末日までの 1 ヶ月を単位として計算し、利用期間が 1 ヶ月に満たない場合であっても、1 ヶ月分をお支払いいただきます。

(利用料金等の支払い)

第 28 条 加入者は、加入契約締結時に加入契約金をお支払いいただき、利用料金(オプションチャンネル利用料を含む)については、当月分を翌々月にお支払いいただきます。

- 2 加入者は、加入契約金、工事費、第 29 条に定める延滞金その他の債務が発生した場合これを前項の利用料金に合算してお支払いいただきます。

(延滞金)

第 29 条 加入者は、加入契約金、利用料金、工事費、手続きに関する手数料、登録料その他の債務を延滞した場合、支払い期日の翌月から支払いの日までの期間に応じて、年利 14.5%の延滞金を当社に支払うものとします。

(債権の譲渡等)

第 30 条 加入者は、本約款およびみるプラス約款の規定により支払いを要することとなった料金その他の債務に係る債権を別表に定める協定事業者に譲渡することを承認していただきます。この場合において、当社及び別表に定める協定事業者は、加入者への個別の通知又は譲渡承認の請求を省略するものとします。

第 7 章 権利の譲渡及び地位の継承

(権利の譲渡)

第 31 条 当社は、加入者の加入契約上の権利譲渡を禁止します。但し、加入者が正当な事由をもってあらかじめ当社に届け出、当社がこれを認めた場合にはこの限りではありません。

2 前項により、権利の譲渡があった場合、譲受人(新加入者)は、譲渡人(旧加入者)の総ての義務を承継するものとします。

(地位の継承)

第 32 条 相続により加入者の地位の継承があった場合には、相続人は、これを証明する書類を添えて速やかに当社に届け出ていただきます。

2 前項の場合、相続人が 2 人以上あるときは、その内の一人を当社に対する代表者として届け出ていただきます。

3 権利の譲渡及び地位の継承に伴い、当社が貸与する機器の設置場所の変更を伴う場合、第 21 条を準用します。

第 8 章 雑則

(放送サービスの上映及び頒布の禁止)

第 33 条 当社は、加入契約の有効期間中はもとよりその終了後であっても、又、対価の有無にかかわらず、加入者が当社の放送サービスを公に上映すること、又はその複製物等を頒布することを禁止します。

(不正利用の禁止)

第 34 条 加入者は、当社が貸与する機器に接続しサービスの提供を受けることのできる受像機は貸与する機器台数までとします。

(1) 加入者は、当社が承諾した設置場所以外の場所で当社が貸与する機器を接続してサービスの提供を受けることはできません。

(2) 当社は、加入者が本条に違反した場合、違反した台数に応じた利用料金相当額を請求できるものとします。

(禁止事項)

第 35 条 当社から貸与されている機器を加入者が他人に貸与、質入れ、譲渡することを禁止します。

2 当社は、加入者が直接又は間接を問わず、当社が貸与する機器の本体及びコンピュータプログラムにつき、複製、改造、変造、解析などを行うことを禁止します。

- 3 当社は、加入者が第 1 項又は第 2 項に違反したと認めた場合、本契約を解除し当社が貸与する機器の返還請求が出来るものとします。この場合、加入者は当社からの返還請求日より起算し、10 日以内に返却する義務を負います。尚、当社は不正受信者に損害賠償の請求が出来るものとします。又、期間を経過して当社が貸与する機器の返却がない場合は、これらの代金相当額を請求出来るものとします。

(損害賠償)

- 第 36 条 当社及び加入者は、その責に帰すべき事由により相手方に損害を与えた場合には、第三者を含む損害または損失に対して、賠償するものとします。
- 2 前項にかかわらず当社は、番組内容の変更等、放送サービスの休止、停止、中断等により加入者に損害が生じた場合であっても、その責任を負わないものとします。また、天災による機器に起因する事故の場合も同様とします。

(解約)

- 第 37 条 加入者は、加入契約を解約しようとする場合、解約を希望する日の 14 日以前に当社に届け出るものとします。

(解除)

- 第 38 条 当社は、第 15 条の規定により放送サービスの提供を停止された加入契約について、加入者が尚その事実を解消しない場合、その他本契約約款に違反したと認められる場合には、加入者に通知催告なしに加入契約を解除することができるものとします。
- 2 加入者は前項により、加入解除となった場合、当社が貸与する機器の撤去に同意するものと且つ当社が撤去のため敷地内へ立入ることを承諾するものとします。
 - 3 当社は、当社または加入者の責めに帰すべからざる事由により、本サービスの提供にかかる当社施設の変更を余儀なくされ、かつ代替構築が困難で本サービスを提供できなくなる場合、加入契約を解除することがあります。この場合には、当社は、そのことを事前に加入者に通知するものとします。

(契約終了時の措置)

- 第 39 条 当社は、解約又は解除により加入契約が終了する場合、当社が貸与する機器を撤去するものとし、撤去に伴い、加入者が所有又は占有する家屋などの復旧を要する場合、その費用は加入者が負担するものとします。また、当社が貸与した機器の撤去に要する別途当社が定める費用は、加入者の負担となります。

(加入契約金等の返還)

- 第 40 条 当社は、解約又は解除により加入契約が終了する場合は、原則として加入契約料金は返還しないものとします。

(個人情報)

- 第 41 条 当社は、加入者の個人情報(以下「個人情報」といいます。)を個人情報の保護に関する法律及び当社の「個人情報保護に関する基本方針」に基づき、適切に取り扱うものとします。
- 2 当社は、個人情報を以下の利用目的の範囲内で取り扱います。
 - (1) サービスを提供すること(契約管理、料金課金、保守、サポート対応等を含みます。)
 - (2) サービスレベルの維持向上を図るため、アンケート調査および分析を行うこと。
 - (3) 個々の加入者に有益と思われる当社のサービスまたは当社の業務提携先の商品、サービス等の情報を、郵便、電子メール等により送付し、または電話すること。なお加入者は当社が別途定める方法で届出ることによりこの取り扱いを中止させたり、再

- 開させたりすることができます。
- (4) 加入者から個人情報の取り扱いに関する同意を求めるために、電子メール、郵便等を送付し、または電話すること。
 - (5) サービス開発のため、開発試験募集の案内を郵便、電子メール等により送付し、または電話すること。
 - (6) 加入者の解約日より一定期間、前5号に定める利用目的の範囲内において個人情報を取り扱うこと。
 - (7) サービスの視聴状態に関する各種統計処理
 - (8) その他加入者から得た同意の範囲内で利用すること。
- 3 当社は、前項の利用目的の実施に必要な範囲で個人情報を業務委託先に預託することができるものとします。
 - 4 当社は、個人情報の提供先とその利用目的を通知し承諾を得ることを行わない限り、第三者に個人情報を開示提供しないものとします。
 - 5 前項にかかわらず、個人情報の保護に関する法律 第 23 条(第三者提供の制限)に該当する場合、当社は、必要な範囲で警察機関等第三者に個人情報を開示することがあります。
 - 6 当社は、加入者の個人情報の属性の集計、分析を行い、個人が識別・特定できないように加工したもの(以下「統計資料」といいます。)を作成し、新規のサービスの開発等、業務の遂行のために利用、処理することがあります。また、統計資料を業務提携先等に提供することがあります。
 - 7 当社は、加入者から当社が保有する個人情報の開示を請求された場合は、別表に定められた個人情報開示手数料を徴収できるものとします。

(個人情報の匿名化)

第 42 条 当社は、前条の規定に基づき収集した個人情報の匿名化を行って、個人識別性を完全に喪失させ、前条に規定する目的外に利用することがあります。

(協議事項)

第 43 条 本約款に定めのない事項又は本約款の解釈に疑義が生じた場合には、当社と加入者は誠意をもって協議の上その解決にあたるものとします。

(実施期日)

平成28年4月1日

この約款は平成28年4月1日より実施します。

令和元年10月1日

この約款は令和元年10月1日より実施します。

令和3年4月1日

この約款は令和3年4月1日より実施します。

別表

■協定事業者

協定事業者名	協定事業者との締結が必要なサービス	協定事業者における本約款の提供サービス名
中部テレコミュニケーション株式会社	光テレビ伝送サービス	コミュファ光テレビ プラスチャンネル by CNCI

■料金表 ※下記金額の表記は全て税込みです。

1. 加入契約金

22,000 円
<ul style="list-style-type: none"> ・加入者が同一家屋内において、当社が貸与する機器を増設する場合、2 台目以降の加入契約金は無料です。 ・加入促進の為割引することがあります。

2. 月額利用料

(1) 基本利用料金(ベーシックチャンネル)

サービスの種類	STB1 台目	STB2 台目以降
音楽・アニメコース	2,750 円	2,750 円
ドラマコース	2,750 円	2,750 円
映画・ドキュメンタリーコース	2,750 円	2,750 円

(2) オプションチャンネル

	サービスの種類	STB1 台につき
1	衛星劇場	1,980 円
2	東映チャンネル	1,650 円
3	グリーンチャンネル HD+グリーンチャンネル 2HD	1,320 円
4	レジャーチャンネル	990 円
5	フジテレビ NEXT	1,320 円
6	レインボーチャンネル	2,530 円
7	パラダイステレビ	2,200 円
8	パラダイステレビ+レインボーチャンネル	2,959 円
9	SPEED チャンネル	990 円
10	Jsports4	1,430 円
11	テレ朝チャンネル 1 ドラマ・バラエティ・アニメ	660 円
12	V パラダイス	770 円
13	KNTV HD	2,750 円
14	Mnet HD	2,530 円

3. 手続き等に関する料金

解約手数料(STB1 台につき)	3,300 円
B-CAS カード再発行手数料(1 枚につき)※1	2,160 円
C-CAS カード再発行手数料(1 枚につき)※2	5,500 円

※1 第 9 条に定める内容に基づく再発行の場合は不要とします。

※2 第 20 条第 2 項に定める内容に基づく再発行の場合は不要とします。

4. 工事費

機器の設置工事	実費
休止に伴う工事	実費
サービス再開に伴う工事	実費
解約の撤去工事	解約手数料に含まれます

5. その他

貸与機器紛失・破損時の損害金(STB1 台につき)	30,000 円
休止期間中の機器の貸与(月額)(STB1 台につき)	550 円

■付則

- (1) 加入者は、最低視聴年齢を定めて提供されるチャンネルサービス(以下「最低視聴年齢制限サービス」といいます)の視聴を申込する場合においては、20 歳以上である加入者が当社の定める視聴申込書類を当社に提出しなければ当該視聴契約は成立しません。
- ① 加入者は、最低視聴年齢制限サービスを視聴する場合においては、加入者の同一世帯における最低視聴年齢に満たない者の年齢および暗証番号を事前にSTBに登録し、視聴するごとに事前に登録した暗証番号を入力しなければなりません。
- ② 加入者は、暗証番号を最低視聴年齢に満たない者に知られないように、厳格に管理しなければなりません。なお、最低視聴年齢に満たない者が前項に規定する本サービスを利用したことに起因する不利益については、当社は、一切の責任を負わないものとします。
- (2) 加入者がSTBに USB ハードディスクを接続している場合、加入契約の解約時や故障時でのSTB交換時、予め録画された番組データおよび個人情報が見えなくなる場合があることを、加入者は了解するものとします。

プラスチャンネル by CNCI 契約約款

第1章 総則

(約款の適用)

第1条 スターキャット・ケーブルネットワーク株式会社(以下「当社」といいます)は、別表に定める協定事業者と提携し、放送法の規定に従い、このプラスチャンネル by CNCI 契約約款(以下「本約款」といいます)を定め、これに基づき放送サービスを提供します。

(約款の変更)

第2条 当社は、本約款を変更する事があります。この場合には、料金その他の提供条件は、変更後のプラスチャンネル by CNCI 契約約款によります。

(用語の定義)

第3条 この約款において、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

用語	用語の意味
放送サービス	放送法に定める一般放送施設を利用して映像、音響及び符号等を送信すること
加入契約	当社から放送サービスを受ける為の契約
加入申込	加入契約の申込
加入申込者	加入申込をした者
加入者	当社と加入契約を締結した者
代理店	当社と代理店契約を締結し加入契約の取次、機器の設置工事及び保守を行う者
STB	放送サービスを受信するために加入者に貸与される受信機 セットトップボックスの略
C-CAS カード	STBに挿入されることにより視聴を制御する、ICを組み込んだカード
B-CAS カード	株式会社ビーエス・コンディショナルアクセスシステムズ(以下「B-CAS」といいます)にて管理される、STBに挿入されることにより視聴を制御する、ICを組み込んだカード
JE	IP-VOD(みるプラス)のコンテンツ配信提供会社 ジュピターエンタテインメント株式会社の略

第2章 加入者契約

(契約の単位)

第4条 加入契約は、世帯ごとに締結するものとします。

- 2 加入契約は、当社の提供するサービスを、加入者又は加入者と同一の世帯の者が視聴する事を目的として締結されます。
- 3 前項の規定する世帯とは、住居若しくは生計を共にする者の集まり又は独立して住居若しくは生計を維持する単身者とはします。

(加入契約の成立)

第5条 加入契約は、加入申込者が所定の加入申込書を提出し、当社が審査し承諾した時に成立するものとします。

- 2 加入契約は、別表に定める協定事業者のいずれかと加入契約を締結していなければな

- りません。
- 3 当社は、次の場合には加入契約を承諾しないことがあります。
 - (1) 宅内設備の設置及び保持することが著しく困難な場合。
 - (2) 宅内設備の設置及び保持することが著しく高額となる場合。
 - (3) 加入申込者がサービスの料金又は工事費、登録料の支払いを怠る恐れがある場合。
 - (4) 加入申込者が、暴力団、暴力団関連企業、総会屋、社会運動標ぼうゴロ、政治運動標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団、その他反社会的勢力(以下、「反社会的勢力」という)に属すると判明した場合。
 - (5) 当社は、本サービスを、個人に限り提供するものとし、法人、その他これに準じる団体への提供は行わないものとします。
 - (6) その他放送サービスに関する当社の業務の遂行に著しい支障がある場合。
 - 4 本条第 1 項の規定に係わらず、ウェブサイトによる加入契約の申込の場合は、加入申込者は当社が別に定める手続きに従って加入申込をするものとします。

(加入申込書記載事項の変更)

- 第 7 条 加入者は、その氏名、住所の表示変更等加入申込書記載事項に変更のある場合、速やかに当社に届け出るものとします。
- 加入者は、前項の場合、別途当社の定める規定により変更に要する費用をお支払いいただきます。

(B-CAS カードの取扱いについて)

- 第 8 条 B-CAS カードに関する取扱いについては、B-CAS の「CATV 専用 B-CAS カード使用許諾契約約款」に定めるところによります。なお、本約款への同意は、「CATV 専用 B-CAS カード使用許諾契約約款」に同意したものとみなします。

(B-CASカードの不備)

- 第 9 条 B-CAS により加入者に貸与された B-CAS カードの機能不全により視聴障害が発生した場合は、B-CAS が定めた「CATV 専用 B-CAS カード使用許諾契約約款」に基づき、B-CAS の責任において正常なカードとお取替えがなれます。

第 3 章 サービスの内容

(提供するサービス)

- 第 10 条 当社は、定められた業務区域において以下のサービスを提供します。
- (19) 自主放送
基本利用料金の範囲内で別表に定められた利用料金の支払により視聴可能となる放送サービス(以下「ベーシックチャンネル」といいます)と基本利用料金の範囲外で別表に定められた利用料金を別途支払うことにより視聴可能となる放送サービス(以下「オプションチャンネル」といいます)。
 - (20) BS 放送
BS 放送事業者のうち、当社が定めた放送を同時再放送するサービス。
 - (21) みるプラス
JE の「IP-VOD サービス利用規約」と当社の「プラスチャンネル by CNCI IP-VOD サービス(みるプラス)加入契約約款」(以下「みるプラス約款」といいます)に定めるサービス
 - (22) 上記役務に付帯するサービス

(放送内容の変更等)

第 11 条 当社は、次の場合、放送内容を予告なしに変更する事があります。

- (1) 天災事変その他の非常事態が発生した場合、又は発生する恐れがある場合。
- (2) その他の事情により緊急に変更せざるを得ない場合。

(番組編成の変更)

第 12 条 当社は、次の場合、番組編成を変更する事があります。

- (1) サービス内容の充実を目的としたもの。
- (2) 番組の調達や制作上の事由によるもの。

第 4 章 サービスの休止等

(サービス利用の休止)

第 13 条 加入者は、1 ヶ月以上の増改築、転勤等やむをえない事由が発生した場合、事前に当社に届け出て放送サービスの利用を一定期間休止することが出来ます。ただし、この休止期間は、1 日から末日までの 1 ヶ月を単位とし 1 回につき 12 ヶ月を限度とします。なお、12 ヶ月を越える場合の取扱いについて並びに休止事由については、加入者と当社がその都度協議し当社が認めた場合に限りです。その場合、当社は貸与した機器を休止期間中原則回収するものとします。

- 2 加入者は、休止およびサービスを再開する場合は、別に定める工事費をお支払いいただきます。

(サービスの中断)

第 14 条 当社は、次の場合にはサービスの提供を中断することがあります。

- (1) 保守上又は工事上やむをえない場合
- (2) 天災事変等の非常事態又は緊急事態等やむをえない事由が発生した場合。
- 2 当社は、放送サービスの提供を中断するときには、あらかじめそのことを加入者に通知します。ただし、非常事態又は緊急事態等やむをえない場合にはこの限りではありません。

(サービスの停止)

第 15 条 当社は、加入者が次の各号のいずれかに該当する場合、当社の定める期間サービスを停止することがあります。ただし、第 1 号に該当する場合の停止期間は、料金その他の債務をお支払いいただくまでとします。

- (1) 加入契約料金、利用料金、工事費、登録料、延滞金、その他この約款の規定によりお支払いいただくことになった債務(以下「債務」といいます)について支払期日を経過してもなお、お支払いいただけない場合若しくはお支払いを怠る恐れがある場合。
- (2) 第 32 条(放送サービスの上映及び頒布の禁止)の規定に違反した場合。
- 2 当社は、前項の場合、加入者に催告無しにサービスの停止をすることができるものとします。

(サービスの廃止)

第 16 条 当社は、業務上の都合により本約款第 10 条に定めるサービスを廃止することができるものとします。この場合、本サービスを廃止する日をもって加入契約は廃止するものとし、この日を本サービスの利用終了日と定めるものとします。

- 2 当社は、前項の場合には、加入者に対し本サービスを廃止する日の 3 ヶ月前までに当社の定める方法によりその旨を告知するものとします。
- 3 当社は、都合により別途料金表に定めるサービスの品目(以下、当該サービス品目)を任

意の月の末日付で廃止する場合があります。この場合、廃止する日をもって、他の代替サービス品目への変更、または加入契約を解除するものとします。

- 4 当社は、前項の場合には、当該サービス品目を利用する加入者に対し当該サービス品目を廃止する日の3ヶ月前までに当社が定める方法により当該サービス品目を廃止する旨を告知するものとします。

第5章 工事及び保守

(STB)

第17条 当社は、加入者に対し、STBを貸与するものとし、その使用料は基本利用料金に含まれるものとします。

- 2 加入者は、使用上の注意事項を遵守して維持管理するものとします。
- 3 加入者は、加入者の故意又は過失により破損又は紛失した場合、別表に定める損害金を当社に支払うものとします。
- 4 加入者は、契約の解約又は解除の場合、速やかに当社に返却いただくものとします。
- 5 加入者は、当社が必要に応じて行う場合がある機器等の交換、バージョンアップ作業の実施に同意し、協力いただくものとします。

(C-CASカード)

第18条 当社は、STB1台につき、1枚のC-CASカードを貸与いたします。また、当社は必要に応じて、加入者にC-CASカードの交換及び返却を請求できるものとします。

- 2 C-CASカードの所有権は当社に帰属し、当社の手配による以外のデータ追加、変更、改竄を禁止し、それが行われたことによる当社及び第三者に及ぼされた損害及び利益損失については、加入者が賠償するものとします。
- 3 加入者が故意又は過失によりC-CASカードを破損又は紛失した場合には、加入者は別表に定める再発行手数料を当社に支払うものとします。

(機器の設置工事)

第19条 当社は機器の設置工事を行うものとし、加入者は、機器を自己負担で設置するものとします。なお、加入者は別表記載の設置工事費をご負担いただきます。

- 2 設置工事は、原則として申込を取り次いだ代理店または、当社指定の業者で実施していただきます。
- 3 加入者は、機器の維持管理を行うものとします。

(機器の故障等)

第20条 加入者は、サービスが利用できなくなったときには、当社または申込を取り次いだ代理店に点検の請求をしていただきます。

- 2 点検の結果、当社が貸与する機器、C-CASカードに故障がある場合には、当社が当社の負担でその故障機器を修理します。当社が貸与する機器以外の宅内設備及び受像機に故障がある場合には、加入者がその負担で故障設備を修理していただきます。
- 3 前項第1項から第2項の規定にかかわらず、加入者の故意または過失により、当社が貸与する機器、C-CASカードが滅失、破損した場合には、その設備の復元、修理に要する費用は加入者の負担となります。

(機器の設置場所の変更)

第21条 加入者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、事前に当社に届け出て当社が貸与する機器の設置場所を変更する事が出来ます。但し、第5条第1号及び第2号に該当

する場合にはこの限りではありません。

- (1) 同一家屋内において当社が貸与する機器の設置場所変更の場合。
- (2) 新築等当社の業務区域内における住居の変更等により、設置場所を変更する場合。

(設置場所の無償使用等)

第 22 条 当社は、機器の設置に関し、加入者の承諾の上必要最小限において無償で使用出来るものとし、なお、機器の使用に係る電気は加入者が用意するものとし、その電気料金及び消耗品は加入者が負担するものとし、

- 2 加入者は、当社及び当社の指定する者が、機器の設置、検査、修理、撤去及び復旧等を行う為に、加入者が所有又は占有する敷地、家屋の出入りについて協力を求めた場合、これに便宜を供するものとし、
- 3 加入者は、前 1 項及び 2 項に関して家主、その他の利害関係者があるときは、その責任であらかじめ必要な承諾を得ておくものとし、

第 6 章 料金等

(加入契約料金)

第 23 条 加入者は、加入契約 1 件あたり別表記載の加入契約料金をお支払いいただきます。

- 2 当社は、加入促進を行うため、別表の加入契約料金を割引くことがあります。

(手続きに関する手数料)

第 24 条 加入者は、本サービスに係る手続きを要する請求をし、その承諾を受けたときは、別表に定められた手続きに関する費用を支払うものとし、

(利用料金)

第 25 条 加入者は、本サービスの利用に際し、別表に定められた利用料金を支払うものとし、

- 2 当社は、別表の利用料金をその後の社会情勢の変化あるいは提供するサービス内容拡充等により、改定することがあります。その場合、事前に加入者にお知らせします。

(利用料金の減免)

第 26 条 当社が第 20 条 2 項の事由により第 10 条第 1 号に定めるサービスを 1 日から末日までの 1 ヶ月の中で当社がこのことを知ったときから起算して継続して 10 日以上行わなかった場合には、その月の利用料金は無料とします。

- 2 第 13 条に基づき、サービスの休止をした場合、基本利用料金については、休止した日の属する月の翌月から再開した日の属する月の前月までの期間、オプションチャンネル利用料金については休止した日の属する月の翌月から再開した日の属する月の前月まで無料とします。

(利用料金の計算)

第 27 条 基本利用料金は、放送サービスを受け始めた日から支払うものとし、1 日から末日までの 1 ヶ月を単位として計算し、利用期間により 1 ヶ月に満たない場合には、日割計算によりお支払いいただきます。

- 2 オプションチャンネル利用料金は、1 日から末日までの 1 ヶ月を単位として計算し、利用期間が 1 ヶ月に満たない場合であっても、1 ヶ月分をお支払いいただきます。

(利用料金等の支払い)

第 28 条 加入者は、加入契約締結時に加入契約金をお支払いいただき、利用料金(オプションチ

- チャンネル利用料を含む)については、当月分を翌々月にお支払いいただきます。
- 2 加入者は、加入契約金、工事費、第 29 条に定める延滞金その他の債務が発生した場合これを前項の利用料金に合算してお支払いいただきます。

(延滞金)

第 29 条 加入者は、加入契約金、利用料金、工事費、手続きに関する手数料、登録料その他の債務を延滞した場合、支払い期日の翌月から支払いの日までの期間に応じて、年利 14.5%の延滞金を当社に支払うものとします。

(債権の譲渡等)

第 30 条 加入者は、本約款およびみるプラス約款の規定により支払いを要することとなった料金その他の債務に係る債権を別表に定める協定事業者に譲渡することを承認していただきます。この場合において、当社及び別表に定める協定事業者は、加入者への個別の通知又は譲渡承認の請求を省略するものとします。

第 7 章 権利の譲渡及び地位の継承

(権利の譲渡)

第 31 条 当社は、加入者の加入契約上の権利譲渡を禁止します。但し、加入者が正当な事由をもってあらかじめ当社に届け出、当社がこれを認めた場合にはこの限りではありません。

- 2 前項により、権利の譲渡があった場合、譲受人(新加入者)は、譲渡人(旧加入者)の総ての義務を承継するものとします。

(地位の継承)

第 32 条 相続により加入者の地位の継承があった場合には、相続人は、これを証明する書類を添えて速やかに当社に届け出ていただきます。

- 2 前項の場合、相続人が 2 人以上あるときは、その内の一人を当社に対する代表者として届け出ていただきます。
- 3 権利の譲渡及び地位の継承に伴い、当社が貸与する機器の設置場所の変更を伴う場合、第 21 条を準用します。

第 8 章 雑則

(放送サービスの上映及び頒布の禁止)

第 33 条 当社は、加入契約の有効期間中はもとよりその終了後であっても、又、対価の有無にかかわらず、加入者が当社の放送サービスを公に上映すること、又はその複製物等を頒布することを禁止します。

(不正利用の禁止)

第 34 条 加入者は、当社が貸与する機器に接続しサービスの提供を受けることのできる受像機は貸与する機器台数までとします。

- (1) 加入者は、当社が承諾した設置場所以外の場所で当社が貸与する機器を接続してサービスの提供を受けることはできません。
- (2) 当社は、加入者が本条に違反した場合、違反した台数に応じた利用料金相当額を請求できるものとします。

(禁止事項)

第 35 条 当社から貸与されている機器を加入者が他人に貸与、質入れ、譲渡することを禁止します。

2 当社は、加入者が直接又は間接を問わず、当社が貸与する機器の本体及びコンピュータプログラムにつき、複製、改造、変造、解析などを行うことを禁止します。

3 当社は、加入者が第 1 項又は第 2 項に違反したと認めた場合、本契約を解除し当社が貸与する機器の返還請求が出来るものとします。この場合、加入者は当社からの返還請求日より起算し、10 日以内に返却する義務を負います。尚、当社は不正受信者に損害賠償の請求が出来るものとします。又、期間を経過して当社が貸与する機器の返却がない場合は、これらの代金相当額を請求出来るものとします。

(損害賠償)

第 36 条 当社及び加入者は、その責に帰すべき事由により相手方に損害を与えた場合には、第三者を含む損害または損失に対して、賠償するものとします。

2 前項にかかわらず当社は、番組内容の変更等、放送サービスの休止、停止、中断等により加入者に損害が生じた場合であっても、その責任を負わないものとします。また、天災による機器に起因する事故の場合も同様とします。

(解約)

第 37 条 加入者は、加入契約を解約しようとする場合、解約を希望する日の 14 日以前に当社に届け出るものとします。

(解除)

第 38 条 当社は、第 15 条の規定により放送サービスの提供を停止された加入契約について、加入者が尚その事実を解消しない場合、その他本契約約款に違反したと認められる場合には、加入者に通知催告なしに加入契約を解除することができるものとします。

2 加入者は前項により、加入解除となった場合、当社が貸与する機器の撤去に同意するものと且つ当社が撤去のため敷地内へ立入ることを承諾するものとします。

3 当社は、当社または加入者の責めに帰すべからざる事由により、本サービスの提供にかかる当社施設の変更を余儀なくされ、かつ代替構築が困難で本サービスを提供できなくなる場合、加入契約を解除することがあります。この場合には、当社は、そのことを事前に加入者に通知するものとします。

(契約終了時の措置)

第 39 条 当社は、解約又は解除により加入契約が終了する場合、当社が貸与する機器を撤去するものとし、撤去に伴い、加入者が所有又は占有する家屋などの復旧を要する場合、その費用は加入者が負担するものとします。また、当社が貸与した機器の撤去に要する別途当社が定める費用は、加入者の負担となります。

(加入契約金等の返還)

第 40 条 当社は、解約又は解除により加入契約が終了する場合は、原則として加入契約料金は返還しないものとします。

(個人情報)

第 41 条 当社は、加入者の個人情報(以下「個人情報」といいます。)を個人情報の保護に関する法律及び当社の「個人情報保護に関する基本方針」に基づき、適切に取り扱うものとします。

2 当社は、個人情報を以下の利用目的の範囲内で取り扱います。

(1) サービスを提供すること(契約管理、料金課金、保守、サポート対応等を含みます。)

- (2) サービスレベルの維持向上を図るため、アンケート調査および分析を行うこと。
 - (3) 個々の加入者に有益と思われる当社のサービスまたは当社の業務提携先の商品、サービス等の情報を、郵便、電子メール等により送付し、または電話すること。なお加入者は当社が別途定める方法で届出ることによりこの取り扱いを中止させたり、再開させたりすることができます。
 - (4) 加入者から個人情報の取り扱いに関する同意を求めるために、電子メール、郵便等を送付し、または電話すること。
 - (5) サービス開発のため、開発試験募集の案内を郵便、電子メール等により送付し、または電話すること。
 - (6) 加入者の解約日より一定期間、前5号に定める利用目的の範囲内において個人情報を取り扱うこと。
 - (7) サービスの視聴状態に関する各種統計処理
 - (8) その他加入者から得た同意の範囲内で利用すること。
- 3 当社は、前項の利用目的の実施に必要な範囲で個人情報を業務委託先に預託することができるものとします。
 - 4 当社は、個人情報の提供先とその利用目的を通知し承諾を得ることを行わない限り、第三者に個人情報を開示提供しないものとします。
 - 5 前項にかかわらず、個人情報の保護に関する法律 第 23 条(第三者提供の制限)に該当する場合、当社は、必要な範囲で警察機関等第三者に個人情報を開示することがあります。
 - 6 当社は、加入者の個人情報の属性の集計、分析を行い、個人が識別・特定できないように加工したもの(以下「統計資料」といいます。)を作成し、新規のサービスの開発等、業務の遂行のために利用、処理することがあります。また、統計資料を業務提携先等に提供することがあります。
 - 7 当社は、加入者から当社が保有する個人情報の開示を請求された場合は、別表に定められた個人情報開示手数料を徴収できるものとします。

(個人情報の匿名化)

第 42 条 当社は、前条の規定に基づき収集した個人情報の匿名化を行って、個人識別性を完全に喪失させ、前条に規定する目的外に利用することがあります。

(協議事項)

第 43 条 本約款に定めのない事項又は本約款の解釈に疑義が生じた場合には、当社と加入者は誠意をもって協議の上その解決にあたるものとします。

(実施期日)

平成28年4月1日

この約款は平成28年4月1日より実施します。

令和元年10月1日

この約款は令和元年10月1日より実施します。

令和3年4月1日

この約款は令和3年4月1日より実施します。

別表

■協定事業者

協定事業者名	協定事業者との締結が必要なサービス	協定事業者における本約款の提供サービス名
中部テレコミュニケーション株式会社	光テレビ伝送サービス	コミュファ光テレビ プラスチャンネル by CNCI

■料金表 ※下記金額の表記は全て税込みです。

1. 加入契約金

22,000 円
<ul style="list-style-type: none"> ・加入者が同一家屋内において、当社が貸与する機器を増設する場合、2 台目以降の加入契約金は無料です。 ・加入促進の為割引することがあります。

2. 月額利用料

(1) 基本利用料金(ベーシックチャンネル)

サービスの種類	STB1 台目	STB2 台目以降
音楽・アニメコース	2,750 円	2,750 円
ドラマコース	2,750 円	2,750 円
映画・ドキュメンタリーコース	2,750 円	2,750 円

(2) オプションチャンネル

	サービスの種類	STB1 台につき
1	衛星劇場	1,980 円
2	東映チャンネル	1,650 円
3	グリーンチャンネル HD+グリーンチャンネル 2HD	1,320 円
4	レジャーチャンネル	990 円
5	フジテレビ NEXT	1,320 円
6	レインボーチャンネル	2,530 円
7	パラダイステレビ	2,200 円
8	パラダイステレビ+レインボーチャンネル	2,959 円
9	SPEED チャンネル	990 円
10	Jsports4	1,430 円
11	テレ朝チャンネル 1 ドラマ・バラエティ・アニメ	660 円
12	V パラダイス	770 円
13	KNTV HD	2,750 円
14	Mnet HD	2,530 円

3. 手続き等に関する料金

解約手数料(STB1 台につき)	3,300 円
B-CAS カード再発行手数料(1 枚につき)※1	2,160 円
C-CAS カード再発行手数料(1 枚につき)※2	5,500 円

※1 第 9 条に定める内容に基づく再発行の場合は不要とします。

※2 第 20 条第 2 項に定める内容に基づく再発行の場合は不要とします。

4. 工事費

機器の設置工事	実費
休止に伴う工事	実費
サービス再開に伴う工事	実費
解約の撤去工事	解約手数料に含まれます

5. その他

貸与機器紛失・破損時の損害金(STB1 台につき)	30,000 円
休止期間中の機器の貸与(月額)(STB1 台につき)	550 円

■付則

- (1) 加入者は、最低視聴年齢を定めて提供されるチャンネルサービス(以下「最低視聴年齢制限サービス」といいます)の視聴を申込する場合においては、20 歳以上である加入者が当社の定める視聴申込書類を当社に提出しなければ当該視聴契約は成立しません。
- ① 加入者は、最低視聴年齢制限サービスを視聴する場合においては、加入者の同一世帯における最低視聴年齢に満たない者の年齢および暗証番号を事前にSTBに登録し、視聴するごとに事前に登録した暗証番号を入力しなければなりません。
- ② 加入者は、暗証番号を最低視聴年齢に満たない者に知られないように、厳格に管理しなければなりません。なお、最低視聴年齢に満たない者が前項に規定する本サービスを利用したことに起因する不利益については、当社は、一切の責任を負わないものとします。
- (2) 加入者がSTBに USB ハードディスクを接続している場合、加入契約の解約時や故障時でのSTB交換時、予め録画された番組データおよび個人情報が視聴、閲覧できなくなる場合があることを、加入者は了解するものとします。

プラスチャンネル by CNCI 契約約款

第1章 総則

(約款の適用)

第1条 グリーンシティケーブルテレビ株式会社(以下「当社」といいます)は、別表に定める協定事業者と提携し、放送法の規定に従い、このプラスチャンネル by CNCI 契約約款(以下「本約款」といいます)を定め、これに基づき放送サービスを提供します。

(約款の変更)

第2条 当社は、本約款を変更する事があります。この場合には、料金その他の提供条件は、変更後のプラスチャンネル by CNCI 契約約款によります。

(用語の定義)

第3条 この約款において、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

用語	用語の意味
放送サービス	放送法に定める一般放送施設を利用して映像、音響及び符号等を送信すること
加入契約	当社から放送サービスを受ける為の契約
加入申込	加入契約の申込
加入申込者	加入申込をした者
加入者	当社と加入契約を締結した者
代理店	当社と代理店契約を締結し加入契約の取次、機器の設置工事及び保守を行う者
STB	放送サービスを受信するために加入者に貸与される受信機 セットトップボックスの略
C-CAS カード	STBに挿入されることにより視聴を制御する、ICを組み込んだカード
B-CAS カード	株式会社ビーエス・コンディショナルアクセスシステムズ(以下「B-CAS」といいます)にて管理される、STBに挿入されることにより視聴を制御する、ICを組み込んだカード

第2章 加入者契約

(契約の単位)

第4条 加入契約は、世帯ごとに締結するものとします。

- 2 加入契約は、当社の提供するサービスを、加入者又は加入者と同一の世帯の者が視聴する事を目的として締結されます。
- 3 前項の規定する世帯とは、住居若しくは生計を共にする者の集まり又は独立して住居若しくは生計を維持する単身者としてします。

(加入契約の成立)

第5条 加入契約は、加入申込者が所定の加入申込書を提出し、当社が審査し承諾した時に成立するものとします。

- 2 加入契約は、別表に定める協定事業者のいずれかと加入契約を締結していなければなりません。

- 3 当社は、次の場合には加入契約を承諾しないことがあります。
 - (1) 宅内設備の設置及び保持することが著しく困難な場合。
 - (2) 宅内設備の設置及び保持することが著しく高額となる場合。
 - (3) 加入申込者がサービスの料金又は工事費、登録料の支払いを怠る恐れがある場合
 - (4) 加入申込者が、暴力団、暴力団関連企業、総会屋、社会運動標ぼうゴロ、政治運動標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団、その他反社会的勢力(以下、「反社会的勢力」という)に属すると判明した場合。
 - (5) 当社は、本サービスを、個人に限り提供するものとし、法人、その他これに準じる団体への提供は行わないものとします。
 - (6) その他放送サービスに関する当社の業務の遂行に著しい支障がある場合。
- 4 本条第 1 項の規定に係わらず、ウェブサイトによる加入契約の申込の場合は、加入申込者は当社が別に定める手続きに従って加入申込をするものとします。

(加入申込書記載事項の変更)

- 第 7 条 加入者は、その氏名、住所の表示変更等加入申込書記載事項に変更のある場合、速やかに当社に届け出るものとします。
加入者は、前項の場合、別途当社の定める規定により変更に要する費用をお支払いいただきます。

(B-CAS カードの取扱いについて)

- 第 8 条 B-CAS カードに関する取扱いについては、B-CAS の「CATV 専用 B-CAS カード使用許諾契約約款」に定めるところによります。なお、本約款への同意は、「CATV 専用 B-CAS カード使用許諾契約約款」に同意したものとみなします。

(B-CASカードの不備)

- 第 9 条 B-CAS により加入者に貸与された B-CAS カードの機能不全により視聴障害が発生した場合は、B-CAS が定めた「CATV 専用 B-CAS カード使用許諾契約約款」に基づき、B-CAS の責任において正常なカードとお取替えがなれます。

第 3 章 サービスの内容

(提供するサービス)

- 第 10 条 当社は、定められた業務区域において以下のサービスを提供します。

(23) 自主放送

基本利用料金の範囲内で別表に定められた利用料金の支払により視聴可能となる放送サービス(以下「ベーシックチャンネル」といいます)と基本利用料金の範囲外で別表に定められた利用料金を別途支払うことにより視聴可能となる放送サービス(以下「オプションチャンネル」といいます)。

(24) BS 放送

BS 放送事業者のうち、当社が定めた放送を同時再放送するサービス。

(25) 上記役務に付帯するサービス

(放送内容の変更等)

- 第 11 条 当社は、次の場合、放送内容を予告なしに変更する事があります。

- (1) 天災事変その他の非常事態が発生した場合、又は発生する恐れがある場合。
- (2) その他の事情により緊急に変更せざるを得ない場合。

(番組編成の変更)

第 12 条 当社は、次の場合、番組編成を変更する事があります。

- (1) サービス内容の充実を目的としたもの。
- (2) 番組の調達や制作上の事由によるもの。

第 4 章 サービスの休止等

(サービス利用の休止)

第 13 条 加入者は、1 ヶ月以上の増改築、転勤等やむをえない事由が発生した場合、事前に当社に届け出て放送サービスの利用を一定期間休止することが出来ます。ただし、この休止期間は、1 日から末日までの 1 ヶ月を単位とし 1 回につき 12 ヶ月を限度とします。なお、12 ヶ月を越える場合の取扱いについて並びに休止事由については、加入者と当社がその都度協議し当社が認めた場合に限り、その場合、当社は貸与した機器を休止期間中原則回収するものとします。

- 2 加入者は、休止およびサービスを再開する場合は、別に定める工事費をお支払いいただきます。

(サービスの中断)

第 14 条 当社は、次の場合にはサービスの提供を中断することがあります。

- (1) 保守上又は工事上やむをえない場合。
- (2) 天災事変等の非常事態又は緊急事態等やむをえない事由が発生した場合。
- 2 当社は、放送サービスの提供を中断するときには、あらかじめそのことを加入者に通知します。ただし、非常事態又は緊急事態等やむをえない場合にはこの限りではありません。

(サービスの停止)

第 15 条 当社は、加入者が次の各号のいずれかに該当する場合、当社の定める期間サービスを停止することがあります。ただし、第 1 号に該当する場合の停止期間は、料金その他の債務をお支払いいただくまでとします。

- (1) 加入契約料金、利用料金、工事費、登録料、延滞金、その他この約款の規定によりお支払いいただくことになった債務(以下「債務」といいます)について支払期日を経過してもなお、お支払いいただけない場合若しくはお支払いを怠る恐れがある場合。
- (2) 第 32 条(放送サービスの上映及び頒布の禁止)の規定に違反した場合。
- 2 当社は、前項の場合、加入者に催告無しにサービスの停止をすることができるものとします。

(サービスの廃止)

第 16 条 当社は、業務上の都合により本約款第 10 条に定めるサービスを廃止することができるものとします。この場合、本サービスを廃止する日をもって加入契約は廃止するものとし、この日を本サービスの利用終了日と定めるものとします。

- 2 当社は、前項の場合には、加入者に対し本サービスを廃止する日の 3 ヶ月前までに当社の定める方法によりその旨を告知するものとします。
- 3 当社は、都合により別途料金表に定めるサービスの品目(以下、当該サービス品目)を任意の月の末日付で廃止する場合があります。この場合、廃止する日をもって、他の代替サービス品目への変更、または加入契約を解除するものとします。
- 4 当社は、前項の場合には、当該サービス品目を利用する加入者に対し当該サービス品目を廃止する日の 3 ヶ月前までに当社が定める方法により当該サービス品目を廃止する旨を告知するものとします。

第5章 工事及び保守

(STB)

- 第17条 当社は、加入者に対し、STBを貸与するものとし、その使用料は基本利用料金に含まれるものとし、
- 2 加入者は、使用上の注意事項を遵守して維持管理するものとし、
 - 3 加入者は、加入者の故意又は過失により破損又は紛失した場合、別表に定める損害金を当社に支払うものとし、
 - 4 加入者は、契約の解約又は解除の場合、速やかに当社に返却いただくものとし、
 - 5 加入者は、当社が必要に応じて行う場合がある機器等の交換、バージョンアップ作業の実施に同意し、協力いただくものとし、

(C-CAS カード)

- 第18条 当社は、STB1台につき、1枚のC-CASカードを貸与いたします。また、当社は必要に応じて、加入者にC-CASカードの交換及び返却を請求できるものとし、
- 2 C-CASカードの所有権は当社に帰属し、当社の手配による以外のデータ追加、変更、改竄を禁止し、それが行われたことによる当社及び第三者に及ぼされた損害及び利益損失については、加入者が賠償するものとし、
 - 3 加入者が故意又は過失によりC-CASカードを破損又は紛失した場合には、加入者は別表に定める再発行手数料を当社に支払うものとし、

(機器の設置工事)

- 第19条 当社は機器の設置工事を行うものとし、加入者は、機器を自己負担で設置するものとし、
- なお、加入者は別表記載の設置工事費をご負担いただきます。
- 2 設置工事は、原則として申込を取り次いだ代理店または、当社指定の業者で実施していただきます。
 - 3 加入者は、機器の維持管理を行うものとし、

(機器の故障等)

- 第20条 加入者は、サービスが利用できなくなったときには、当社または申込を取り次いだ代理店に点検の請求をしていただきます。
- 2 点検の結果、当社が貸与する機器、C-CASカードに故障がある場合には、当社が当社の負担でその故障機器を修理します。当社が貸与する機器以外の宅内設備及び受像機に故障がある場合には、加入者がその負担で故障設備を修理していただきます。
 - 3 前項第1項から第2項の規定にかかわらず、加入者の故意または過失により、当社が貸与する機器、C-CASカードが滅失、破損した場合には、その設備の復元、修理に要する費用は加入者の負担となります。

(機器の設置場所の変更)

- 第21条 加入者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、事前に当社に届け出て当社が貸与する機器の設置場所を変更する事が出来ます。但し、第5条第1号及び第2号に該当する場合にはこの限りではありません。
- (1) 同一家屋内において当社が貸与する機器の設置場所変更の場合。
 - (2) 新築等当社の業務区域内における住居の変更等により、設置場所を変更する場合。

(設置場所の無償使用等)

第 22 条 当社は、機器の設置に関し、加入者の承諾の上必要最小限において無償で使用出来るものとし、なお、機器の使用に係る電気は加入者が用意するものとし、その電気料金及び消耗品は加入者が負担するものとし、

- 2 加入者は、当社及び当社の指定する者が、機器の設置、検査、修理、撤去及び復旧等を行う為に、加入者が所有又は占有する敷地、家屋の出入りについて協力を求めた場合、これに便宜を供するものとし、
- 3 加入者は、前 1 項及び 2 項に関して家主、その他の利害関係者があるときは、その責任であらかじめ必要な承諾を得ておくものとし、

第 6 章 料金等

(加入契約料金)

第 23 条 加入者は、加入契約 1 件あたり別表記載の加入契約料金をお支払いいただきます。

- 2 当社は、加入促進を行うため、別表の加入契約料金を割引くことがあります。

(手続きに関する手数料)

第 24 条 加入者は、本サービスに係る手続きを要する請求をし、その承諾を受けたときは、別表に定められた手続きに関する費用を支払うものとし、

(利用料金)

第 25 条 加入者は、本サービスの利用に際し、別表に定められた利用料金を支払うものとし、

- 2 当社は、別表の利用料金をその後の社会情勢の変化あるいは提供するサービス内容拡充等により、改定することがあります。その場合、事前に加入者にお知らせします。

(利用料金の減免)

第 26 条 当社が第 20 条 2 項の事由により第 10 条第 1 号に定めるサービスを 1 日から末日までの 1 ヶ月の中で当社がこのことを知ったときから起算して継続して 10 日以上行わなかった場合には、その月の利用料金は無料とします。

- 2 第 13 条に基づき、サービスの休止をした場合、基本利用料金については、休止した日の属する月の翌月から再開した日の属する月の前月までの期間、オプションチャンネル利用料金については休止した日の属する月の翌月から再開した日の属する月の前月まで無料とします。

(利用料金の計算)

第 27 条 基本利用料金は、放送サービスを受け始めた日から支払うものとし、1 日から末日までの 1 ヶ月を単位として計算し、利用期間により 1 ヶ月に満たない場合には、日割計算によりお支払いいただきます。

- 2 オプションチャンネル利用料金は、1 日から末日までの 1 ヶ月を単位として計算し、利用期間が 1 ヶ月に満たない場合であっても、1 ヶ月分をお支払いいただきます。

(利用料金等の支払い)

第 28 条 加入者は、加入契約締結時に加入契約金をお支払いいただき、利用料金(オプションチャンネル利用料を含む)については、当月分を翌々月にお支払いいただきます。

- 2 加入者は、加入契約金、工事費、第 29 条に定める延滞金その他の債務が発生した場合これを前項の利用料金に合算してお支払いいただきます。

(延滞金)

第 29 条 加入者は、加入契約金、利用料金、工事費、手続きに関する手数料、登録料その他の債務を延滞した場合、支払い期日の翌月から支払いの日までの期間に応じて、年利 14.5%の延滞金を当社に支払うものとします。

(債権の譲渡等)

第 30 条 加入者は、本約款およびみるプラス約款の規定により支払いを要することとなった料金その他の債務に係る債権を別表に定める協定事業者に譲渡することを承認していただきます。この場合において、当社及び別表に定める協定事業者は、加入者への個別の通知又は譲渡承認の請求を省略するものとします。

第 7 章 権利の譲渡及び地位の継承

(権利の譲渡)

第 31 条 当社は、加入者の加入契約上の権利譲渡を禁止します。但し、加入者が正当な事由をもってあらかじめ当社に届け出、当社がこれを認めた場合にはこの限りではありません。

2 前項により、権利の譲渡があった場合、譲受人(新加入者)は、譲渡人(旧加入者)の総ての義務を承継するものとします。

(地位の継承)

第 32 条 相続により加入者の地位の継承があった場合には、相続人は、これを証明する書類を添えて速やかに当社に届け出ていただきます。

2 前項の場合、相続人が 2 人以上あるときは、その内の一人を当社に対する代表者として届け出ていただきます。

3 権利の譲渡及び地位の継承に伴い、当社が貸与する機器の設置場所の変更を伴う場合、第 21 条を準用します。

第 8 章 雑則

(放送サービスの上映及び頒布の禁止)

第 33 条 当社は、加入契約の有効期間中はもとよりその終了後であっても、又、対価の有無にかかわらず、加入者が当社の放送サービスを公に上映すること、又はその複製物等を頒布することを禁止します。

(不正利用の禁止)

第 34 条 加入者は、当社が貸与する機器に接続しサービスの提供を受けることのできる受像機は貸与する機器台数までとします。

(1) 加入者は、当社が承諾した設置場所以外の場所で当社が貸与する機器を接続してサービスの提供を受けることはできません。

(2) 当社は、加入者が本条に違反した場合、違反した台数に応じた利用料金相当額を請求できるものとします。

(禁止事項)

第 35 条 当社から貸与されている機器を加入者が他人に貸与、質入れ、譲渡することを禁止します。

2 当社は、加入者が直接又は間接を問わず、当社が貸与する機器の本体及びコンピュータプログラムにつき、複製、改造、変造、解析などを行うことを禁止します。

- 3 当社は、加入者が第 1 項又は第 2 項に違反したと認めた場合、本契約を解除し当社が貸与する機器の返還請求が出来るものとします。この場合、加入者は当社からの返還請求日より起算し、10 日以内に返却する義務を負います。尚、当社は不正受信者に損害賠償の請求が出来るものとします。又、期間を経過して当社が貸与する機器の返却がない場合は、これらの代金相当額を請求出来るものとします。

(損害賠償)

- 第 36 条 当社及び加入者は、その責に帰すべき事由により相手方に損害を与えた場合には、第三者を含む損害または損失に対して、賠償するものとします。
- 2 前項にかかわらず当社は、番組内容の変更等、放送サービスの休止、停止、中断等により加入者に損害が生じた場合であっても、その責任を負わないものとします。また、天災による機器に起因する事故の場合も同様とします。

(解約)

- 第 37 条 加入者は、加入契約を解約しようとする場合、解約を希望する日の 14 日以前に当社に届け出るものとします。

(解除)

- 第 38 条 当社は、第 15 条の規定により放送サービスの提供を停止された加入契約について、加入者が尚その事実を解消しない場合、その他本契約約款に違反したと認められる場合には、加入者に通知催告なしに加入契約を解除することができるものとします。
- 2 加入者は前項により、加入解除となった場合、当社が貸与する機器の撤去に同意するものとし且つ当社が撤去のため敷地内へ立入ることを承諾するものとします。
 - 3 当社は、当社または加入者の責めに帰すべからざる事由により、本サービスの提供にかかる当社施設の変更を余儀なくされ、かつ代替構築が困難で本サービスを提供できなくなる場合、加入契約を解除することがあります。この場合には、当社は、そのことを事前に加入者に通知するものとします。

(契約終了時の措置)

- 第 39 条 当社は、解約又は解除により加入契約が終了する場合、当社が貸与する機器を撤去するものとし、撤去に伴い、加入者が所有又は占有する家屋などの復旧を要する場合、その費用は加入者が負担するものとします。また、当社が貸与した機器の撤去に要する別途当社が定める費用は、加入者の負担となります。

(加入契約金等の返還)

- 第 40 条 当社は、解約又は解除により加入契約が終了する場合は、原則として加入契約料金は返還しないものとします。

(個人情報)

- 第 41 条 当社は、加入者の個人情報(以下「個人情報」といいます。)を個人情報の保護に関する法律及び当社の「個人情報保護に関する基本方針」に基づき、適切に取り扱うものとします。
- 2 当社は、個人情報を以下の利用目的の範囲内で取り扱います。
 - (1) サービスを提供すること(契約管理、料金課金、保守、サポート対応等を含みます。)
 - (2) サービスレベルの維持向上を図るため、アンケート調査および分析を行うこと。
 - (3) 個々の加入者に有益と思われる当社のサービスまたは当社の業務提携先の商品、サービス等の情報を、郵便、電子メール等により送付し、または電話すること。なお加入者は当社が別途定める方法で届出ることによりこの取り扱いを中止させたり、再

開させたりすることができます。

- (4) 加入者から個人情報の取り扱いに関する同意を求めるために、電子メール、郵便等を送付し、または電話すること。
 - (5) サービス開発のため、開発試験募集の案内を郵便、電子メール等により送付し、または電話すること。
 - (6) 加入者の解約日より一定期間、前5号に定める利用目的の範囲内において個人情報を取り扱うこと。
 - (7) サービスの視聴状態に関する各種統計処理
 - (8) その他加入者から得た同意の範囲内で利用すること。
- 3 当社は、前項の利用目的の実施に必要な範囲で個人情報を業務委託先に預託することができるものとします。
 - 4 当社は、個人情報の提供先とその利用目的を通知し承諾を得ることを行わない限り、第三者に個人情報を開示提供しないものとします。
 - 5 前項にかかわらず、個人情報の保護に関する法律 第 23 条(第三者提供の制限)に該当する場合、当社は、必要な範囲で警察機関等第三者に個人情報を開示することがあります。
 - 6 当社は、加入者の個人情報の属性の集計、分析を行い、個人が識別・特定できないように加工したもの(以下「統計資料」といいます。)を作成し、新規のサービスの開発等、業務の遂行のために利用、処理することがあります。また、統計資料を業務提携先等に提供することがあります。
 - 7 当社は、加入者から当社が保有する個人情報の開示を請求された場合は、別表に定められた個人情報開示手数料を徴収できるものとします。

(個人情報の匿名化)

第 42 条 当社は、前条の規定に基づき収集した個人情報の匿名化を行って、個人識別性を完全に喪失させ、前条に規定する目的外に利用することがあります。

(協議事項)

第 43 条 本約款に定めのない事項又は本約款の解釈に疑義が生じた場合には、当社と加入者は誠意をもって協議の上その解決にあたるものとします。

(実施期日)

- (1) この約款は 2015 年 11 月 1 日より実施します。
- (2) この約款は 2019 年 10 月 1 日より一部改定のうえ、実施します。
- (3) この約款は 2021 年 4 月 1 日より一部改定のうえ、実施します

別表

■協定事業者

協定事業者名	協定事業者との締結が必要なサービス	協定事業者における本約款の提供サービス名
中部テレコミュニケーション株式会社	光テレビ伝送サービス	コミュファ光テレビ プラスチャンネル by CNCI

■料金表 ※下記金額の表記は全て税込みです。

1. 加入契約金

22,000 円
<ul style="list-style-type: none"> ・加入者が同一家屋内において、当社が貸与する機器を増設する場合、2 台目以降の加入契約金は無料です。 ・加入促進の為割引することがあります。

2. 月額利用料

(1) 基本利用料金(ベーシックチャンネル)

サービスの種類	STB1 台目	STB2 台目以降
音楽・アニメコース	2,750 円	2,750 円
ドラマコース	2,750 円	2,750 円
映画・ドキュメンタリーコース	2,750 円	2,750 円

(2) オプションチャンネル

	サービスの種類	STB1 台につき
1	衛星劇場	1,980 円
2	東映チャンネル	1,650 円
3	グリーンチャンネル HD+グリーンチャンネル 2HD	1,320 円
4	レジャーチャンネル	990 円
5	フジテレビ NEXT	1,320 円
6	レインボーチャンネル	2,530 円
7	パラダイステレビ	2,200 円
8	パラダイステレビ+レインボーチャンネル	2,959 円
9	SPEED チャンネル	990 円
10	Jsports4	1,430 円
11	テレ朝チャンネル 1 ドラマ・バラエティ・アニメ	660 円
12	V パラダイス	770 円
13	KNTV HD	2,750 円
14	Mnet HD	2,530 円

3. 手続き等に関する料金

解約手数料(STB1 台につき)	3,300 円
B-CAS カード再発行手数料(1 枚につき)※1	2,160 円
C-CAS カード再発行手数料(1 枚につき)※2	5,500 円

※1 第 9 条に定める内容に基づく再発行の場合は不要とします。

※2 第 20 条第 2 項に定める内容に基づく再発行の場合は不要とします。

4. 工事費

機器の設置工事	実費
休止に伴う工事	実費
サービス再開に伴う工事	実費
解約の撤去工事	解約手数料に含まれます

5. その他

貸与機器紛失・破損時の損害金(STB1 台につき)	30,000 円
休止期間中の機器の貸与(月額)(STB1 台につき)	550 円

■付則

- (1) 加入者は、最低視聴年齢を定めて提供されるチャンネルサービス(以下「最低視聴年齢制限サービス」といいます)の視聴を申込する場合においては、20 歳以上である加入者が当社の定める視聴申込書類を当社に提出しなければ当該視聴契約は成立しません。
 - ① 加入者は、最低視聴年齢制限サービスを視聴する場合においては、加入者の同一世帯における最低視聴年齢に満たない者の年齢および暗証番号を事前にSTBに登録し、視聴するごとに事前に登録した暗証番号を入力しなければなりません。
 - ② 加入者は、暗証番号を最低視聴年齢に満たない者に知られないように、厳格に管理しなければなりません。なお、最低視聴年齢に満たない者が前項に規定する本サービスを利用したことに起因する不利益については、当社は、一切の責任を負わないものとします。
- (2) 加入者がSTBに USB ハードディスクを接続している場合、加入契約の解約時や故障時でのSTB交換時、予め録画された番組データおよび個人情報が視聴、閲覧できなくなる場合があることを、加入者は了解するものとします。